

人口動態統計

平成26年



東京都福祉保健局

ま え が き

本書は、東京都における平成26年の人口及び人口動態統計を収録したものです。

現在、東京は、かつて経験したことのないほど急速に少子高齢化が進展しており、高齢者人口が増加する一方で、総人口は減少することが予測されています。

現状を、数値として把握することができる「人口動態統計」は、今後の施策立案を行う上で、大変有効な資料となるものです。

本書を、今後の東京を考えていくための基礎資料として、様々な分野で活用していただければ幸いです。

終わりに、本書の作成に御協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

東京都福祉保健局

目次

凡例	4
用語の解説	6
比率等の解説	10
調査の概要	12

統計表

第1章 人口

第1表	人口、東京一全国・年次別	30
第2表	人口、年次・性・年齢（5歳階級）別	30
第3表	年齢（3区分）別人口割合・主要指標、東京一全国・年次別	31
第4表	人口・世帯、地域・年次別	32
第5表	人口、性・月別	32
第6表	人口・世帯、性・区市町村・保健所別	33
第7表	人口、年次・性・年齢（各歳）別	36

第2章 人口動態統計

第1節 総覧

第1表	人口動態総覧、年次別〈数、率及び動態性比〉	42
第2表	死産数・率、自然一人工・年次別及び周産期死亡数・率、 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・年次別〈数、率及び妊娠満22週以後の死産比〉	50

第2節 出生統計

第3表	出生数・率、性・月・年次別	52
第4表	出生数、出生場所・立会者・年次別〈出生場所、立会者〉	52
第5表	出生数、性・母の年齢階級・年次別	53
第5表付表	出生数、母の年齢（5歳階級）別・年次推移	54
第6表	出生数、性・出生順位・年次別	55
第7表	出生数、出生当時の世帯の主な仕事・年次別	55
第8表	出生数及び低出生体重児出生数・率、年次・区市町村・保健所別	56
第9表	出生数、月・性・区市町村別	62
第10表	出生数、出生場所・立会者・区市町村別	68
第11表	出生数、母の年齢階級・性・区市町村別	72
第12表	出生数、性・出生順位・母の年齢階級別	76
第13表	非嫡出出生数、母の年齢階級・性・区市町村別	78
第14表	出生数、性・妊娠期間・出生時の体重別	82
第15表	出生数、性・出産順位・出生時の体重別	82
第16表	出生数、出生順位・出生当時の世帯の主な仕事・母の年齢階級別	83
第17表	嫡出出生数、出産順位・父母の年齢階級別	84
第18表	合計特殊出生率、年次・区市町村別	85

第3節 死亡統計

第19表	死亡（総死亡・乳児・新生児・早期新生児）数・率、性・月・年次別	86
第20表	死亡数・率、年次・主要死因（死因簡単分類）別	88
第21表	死亡数・率、年次・性・年齢階級別	89
第22表	死亡数・率、年次・区市町村・保健所別	90
第23表	死亡数、月・主要死因（死亡順位に用いる分類項目）別	93
第24表	死亡数、月・区市町村・保健所別	94
第25表	死亡数、主要死因（死因簡単分類）・区市町村別	98
第26表	死亡数、性・年齢階級・死因（死因簡単分類）別	106
第27表	死亡数、年齢階級・死因（死因順位に用いる分類項目）別	124
第28表	死亡数、性・死亡の場所・年齢階級別	126

第4節 乳児死亡統計

第29表	乳児死亡数・率、年次・区市町村・保健所別	128
第30表	乳児死亡数・新生児死亡数、月・主要死因 （乳児死因順位に用いる分類項目）別	131
第31表	乳児死亡数、主要死因（乳児死因順位に用いる分類項目）・区市町村別	132
第32表	新生児死亡数、主要死因（乳児死因順位に用いる分類項目）・区市町村別	136
第33表	乳児死亡数、生存期間・性・死因（乳児死因簡単分類）別	140

第5節 死産統計

第34表	死産数・率、自然—人工・月・年次別	148
第35表	死産数、自然—人工・死産場所・立会者・年次別	148
第36表	死産数、自然—人工・妊娠期間・年次別	149
第37表	死産数、自然—人工・母の年齢階級・妊娠期間別	149
第38表	死産数・率、自然—人工・年次・区市町村・保健所別	150
第39表	死産数、母の年齢階級・自然—人工・区市町村別	156
第40表	非嫡出死産数、母の年齢階級・自然—人工・区市町村別	160
第41表	死産数、自然—人工・母側病態・児側病態（三桁基本分類）別	164

第6節 周産期死亡統計

第42表	周産期死亡数・率、妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・ 年次・区市町村・保健所別	166
第43表	周産期死亡数、妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・ 出産時の体重・性・母の年齢階級及び平均体重	172
第44表	周産期死亡数、母の年齢階級・妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・ 区市町村別	174
第45表	周産期死亡数、妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・母側病態・ 児側病態（三桁基本分類）別	178
第46表	周産期死亡数・率、妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・月・年次別	180

第7節 婚姻・離婚統計

第47表	婚姻件数、年次・区市町村・保健所別	181
第48表	婚姻件数・率、届出月・年次別	182
第49表	婚姻件数、初婚—再婚・年次別	182
第50表	婚姻件数、届出月・同居開始の年月別	182

第51表	婚姻者数、夫一妻・初婚一再婚・年齢別	183
第51表付表1	夫婦の平均初婚・再婚年齢、大都市を含む道府県別	183
第51表付表2	夫婦の平均初婚・再婚年齢、区市町村・保健所別	184
第52表	離婚件数、年次・区市町村・保健所別	185
第53表	離婚件数・率、届出月・年次別	186
第54表	離婚者数、夫一妻・年齢別	186
第55表	離婚件数、年次・同居期間・離婚の種類別	187
第56表	離婚件数、同居期間・同居をやめた当時の世帯の主な仕事別	187

付 表

人口動態総覧（率）、区市町村別	188
率算出に用いた人口	189
東京都内保健所の変遷	190

未掲載資料

- 1 出生数、性・出生順位・区市町村・保健所別
- 2 出生数、出生時の体重・平均体重・性・妊娠期間（4週区分 早期、正期、過期再掲）・区市町村・保健所別
- 3 出生数、性・出生時の体重・出産順位・区市町村別・保健所別
- 4 出生数、性・母の年齢（各歳）・出生順位・嫡出—非嫡出別
- 5 出生数、性・妊娠期間・出生時の身長・平均身長別
- 6 死亡数、性・年齢（各歳）・区市町村・保健所別
- 7 15歳以上の死亡数、性・年齢（5歳階級）・配偶関係・区市町村・保健所別
- 8 死亡数、性・月・死因（死因簡単分類）・区市町村・保健所別
- 9 死亡数、性・年齢（5歳階級）・死因（死因簡単分類）・区市町村・保健所別
- 10 死亡数、性・死亡の場所・死因（死因簡単分類）・区市町村・保健所別
- 11 乳児死亡数・新生児死亡数、性・月・区市町村・保健所別
- 12 乳児死亡数、性・生存期間・区市町村・保健所別
- 13 死産数、自然—人工・出産場所・出産時の立会者・区市町村・保健所別
- 14 死産数、自然—人工・性・月・区市町村・保健所別
- 15 死産数、自然—人工・性・妊娠期間（4週区分—（早期・正期・過期再掲））・区市町村・保健所別
- 16 死産数、自然—人工・妊娠期間（4週区分—（早期・正期・過期再掲））・出産時の立会者・母側病態・児側病態別
- 17 死産数、自然—人工・性・母の年齢（5歳階級）・出産順位別
- 18 死産数、自然—人工・性・母の年齢（5歳階級）・死産当時の世帯の主な仕事別
- 19 周産期死亡数、妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・性・月・区市町村・保健所別
- 20 周産期死亡数、妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・出産時の立会者・母側病態・児側病態別
- 21 婚姻件数、届出月・区市町村別
- 22 婚姻件数、夫の年齢（各歳）・妻の年齢（各歳）・夫の初婚一再婚・妻の初婚一再婚別
- 23 婚姻件数、夫の初婚一再婚・妻の初婚一再婚・夫の結婚生活に入る前の世帯の主な仕事・妻の結婚生活に入る前の世帯の主な仕事別
- 24 離婚件数、届出月・区市町村別

— 凡 例 —

- 1 この年報は、平成26年の人口及び人口動態統計を収録したものです。
 - (1) 内容は、静態的時点表示によるもののほかは、暦年によります。
 - (2) 人口動態統計は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚に関するものです。
 - ア 出生、死亡、死産は、東京都に住所を有する日本人について、日本において平成26年中に発生したものを対象とし、平成26年中に届出られたものの中から、平成25年以前に発生したものを除き、これに平成27年1月14日までに届出られた平成26年発生のを加えたものです。
 - イ 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、死産は死産があった時の母の住所で集計しました。
 - ウ 婚姻、離婚は、夫婦の双方又はいずれか一方が日本人であるものについて、日本において平成26年中に届出られたものを対象としました。
 - (3) 人口動態統計数値は、厚生労働省大臣官房統計情報部の人口動態調査客体を基に東京都で別途集計しました。
 - (4) 人口動態統計の未掲載資料は、福祉保健局総務部総務課統計調査係（東京都庁第1本庁舎22階）において閲覧できます。
 - (5) 年齢の表章はすべて満年齢です。
 - (6) 死因の分類は、WHOが定めた第10回修正国際疾病分類を基準とし、総死亡については、「死因分類表」を、乳児死亡については「乳児死因分類表」を適用しました。
 - (7) 各表の全国・東京都全体・東京都区部の率については、厚生労働省「人口動態統計」によりました。また、区市町村別の率については、以下のように率を算定しました。
 - (a) 出生率・死亡率（年齢階級別死亡率の総計を含む）・婚姻率・離婚率
「東京都の人口（推計）平成26年10月1日現在」（東京都総務局）を用いて算出
 - (b) 合計特殊出生率（市部・郡部・島部別も含む）
「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成27年1月1日現在）」（東京都総務局）の日本人人口を用いて算出
 - (8) 年齢階級別死亡率及び年齢調整死亡率の算定には、平成26年及び平成27年の1月1日現在の住民基本台帳人口を用いて、「平成26年中の増減数×9/12+平成26年当初人口」の計算式により10月1日現在の人口を推計し、各年齢階級の構成割合を算定・分解した数値を用いました。
- 2 本年報に掲載した数値は、四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合があります。
- 3 表中の表章記号は、次のとおりです。

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0
統計項目のありえない場合	・
減少を表わす場合	－又は△

既に公表した数値を訂正した訂正数値である場合 r

- 4 本年報に収録した統計資料についての問い合わせは、福祉保健局総務部総務課統計調査係で受付いたします。
(都庁代表電話03-5321-1111 内線 32-021,027)

—— 用 語 の 解 説 ——

- 1 出産
出生と死産を合わせたものをいいます。
- 2 出産順位
同じ母親がこれまでに出産した児の総数(妊娠満22週以後の死産胎を含む。)について、数えた順位をいいます。
- 3 出生順位
同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順位です。
- 4 低出生体重児
2,500グラム未満の出生児をいいます。
- 5 合計特殊出生率
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表します。
区市町村別の合計特殊出生率は、東京都福祉保健局が翌年1月1日の住民基本台帳(東京都総務局統計部公表)の男女、5歳階級別人口(日本人人口)をもとに算出したものです。全国の合計特殊出生率は、厚生労働省が、国勢調査の日本人人口(国勢調査年)もしくは総務省統計局推計の各年10月1日現在の日本人人口(国勢調査年以外)をもとに算出したものです。東京都全体の合計特殊出生率は、厚生労働省が、国勢調査の日本人人口(国勢調査年)もしくは総務省統計局推計の各年10月1日現在の総人口(国勢調査年以外)をもとに算出したものです。
- 6 自然増加
出生数から死亡数を減じたものをいいます。
- 7 乳児死亡
生後1年未満の死亡をいいます。
- 8 新生児死亡
生後4週未満の死亡をいいます。
- 9 早期新生児死亡
生後1週未満の死亡をいいます。
- 10 死産
妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいいます。自然死産と人工死産とに分けられます。
- 11 自然死産と人工死産
人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とします。
なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とします。
 - (1) 胎児を出生させることを目的とした場合
 - (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合(参考) 死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要があります。

- ・昭和23年以降
優生保護法の施行（7月から）により、人工妊娠中絶のなかの、妊娠第4月以降のものも人工死産に含まれることになりました。
- ・昭和24年以降
優生保護法の改正（6月）により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになりました。
- ・昭和27年以降
優生保護法の改正（5月）により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続が簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになりました。
- ・昭和43年以降
胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなりました。
- ・昭和51年以降
優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から、「通常妊娠第7月未満」に改めました。
- ・昭和54年以降
優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めました。
- ・平成3年以降
優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めました。
- ・平成8年以降
優生保護法の一部を改正する法律の施行（9月26日）により、優生保護法が母体保護法に改められるとともに、優生保護法第14条（医師の認定による人工妊娠中絶）第一項第1号及び第2号が削除されました。なお、同項第3号については、らい予防法の廃止に関する法律の施行（4月1日）により削除されました。

12 周産期死亡

妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいいます。

13 妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいいます。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除きます。

なお、妊産婦死亡は、次の2群に分類されます。

(1) 直接産科的死亡

妊娠時（妊娠・分娩・産じょく）における産科的合併症が原因で死亡したものをいいます。

(2) 間接産科的死亡

妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発生した疾患による死亡で、妊娠の生理的作用により悪化したと考えられるものをいいます。

14 死因分類

死因統計は、その目的上国際間の比較が要求されており、このため1900年第1回国際会議で国際的に統一された死因分類が作成されました。以後ほぼ10年毎に改正され、平成7年から1990年のWHO（世界保健機関）総会で採択された国際疾病分類（I. C. D）第10回修正分類が使用されています（次ページ参照）。

(1) 死因基本分類表

第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類（ICD-10）に基づいて作成されたもので、分類の構成は、主要な基本となる傷病名を3桁の数字で示した基本分類と、これを細分化した4桁の分類で表わされています。

この4桁数字で表わされている分類については、使用目的に応じて使い分けることが可能になっています。項目数は約14,000項目あり、分類コードは最初の桁をAからZまで（Uは除く。）とする英数字コードです。

(2) 死因簡単分類表

基本分類の分類項目を集約した簡便な分類表で、「大項目」19、「中項目」57、「小項目」56の合計132項目からなっており、5桁の数字で表されています。

(3) 選択死因分類表

社会的に関心の高い死因について、クロス集計等のより詳細な分析を行うための分類表で、死因分類表から選択した34項目からなっています。

(4) 乳児死因分類表（乳児死因簡単分類表）

乳児死因用の分類表で、56項目からなっています。

(5) 周産期死亡及び死産の分類

周産期死亡及び死産については、児側病態、母側病態それぞれ一つを選び両者によるクロス製表を行っています。ただし、死亡統計、乳児死亡統計の場合、生後7日未満の死亡については児側病態のみが選ばれ、7日以上の死亡については原死因が選ばれています。

修正会議	国	際	日	本	適用期間
第1回1900年	国際統計協会		内閣統計局		明治32～41年
第2回1909年	国際統計協会		内閣統計局		明治42～大正11年
第3回1920年	国際統計協会		内閣統計局		大正12～昭和7年
第4回1929年	国際統計協会・国際連盟		内閣統計局		昭和8～18年
第5回1938年	国際統計協会・国際連盟		厚生省予防局		昭和21～24年
第6回1948年	WHO（世界保健機関）		厚生省統計調査部		昭和25～32年
第7回1955年	WHO（世界保健機関）		厚生省統計調査部		昭和33～42年
第8回1965年	WHO（世界保健機関）		厚生省統計調査部		昭和43～53年
第9回1975年	WHO（世界保健機関）		厚生省統計情報部		昭和54～平成6年
第10回1989年	WHO（世界保健機関）		厚生省統計情報部		平成7～平成17年
第10回2003年	WHO（世界保健機関）		厚生労働省統計情報部		平成18年～

15 婚姻・離婚

(1) 婚姻件数、婚姻者数

婚姻件数はその期間中に婚姻を有効に届け出た数をいい、婚姻者数は、その期間に同居を始めたもので、同年中に届出のあったものの数をいいます。

(2) 離婚件数、離婚者数

離婚件数はその期間中に離婚を有効に届け出た数をいい、離婚者数は、その期間に同居をやめたもので、同年中に届出のあったものの数をいいます。

(3) 嫡出子、非嫡出子

嫡出子は法律上有効な婚姻をした夫婦間の子供であり、非嫡出子はそれ以外の子供をいいます。

(4) 離婚

ア 協議離婚とは、夫婦の協議によって成立する離婚です。調停離婚、審判離婚及び判決離婚は裁判に基づく離婚です。

イ 調停離婚とは、家庭裁判所の調停による離婚をいいます。夫婦は家庭裁判所に離婚の調停を申立て、調停において当事者間の合意が成立したときに確定判決と同じ効果が生じます。

ウ 審判離婚とは、調停が成立しなかった場合に、家庭裁判所が行う審判による離婚をいいます。家庭裁判所は相当と認めるときに調停に代わる審判をすることができ、異議の申立てが無ければ審判が確定し、確定判

決と同じ効力を生じて、離婚の効力を生ずることになります。異議の申立てがあれば、その審判は効力を失います。

エ 和解離婚とは、裁判中に家庭裁判所から和解を勧められて、和解の方法で離婚が成立することをいいます。

オ 請求の認諾離婚とは、裁判中に被告（離婚の訴えを受けた者）が原告（離婚の訴えを起こした者）からの請求を認めることで、離婚が成立することをいいます。

カ 判決離婚とは、調停による離婚が成立しない場合で、審判ができないとき、又は、審判はなされたもののこの審判に対して、異議の申立てがなされたために審判が効力を失ったときに、なお離婚を望む場合に提起された訴えに対する裁判所の判決です。この訴えは民事訴訟法により審理され、その判決が確定したときに効力が生じます。

————— 比 率 等 の 解 説 —————

1 人 口

$$\cdot \text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100 \quad \cdot \text{年少人口 (0歳~14歳人口)}$$

$$\cdot \text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100 \quad \cdot \text{生産年齢人口 (15歳~64歳人口)}$$

$$\cdot \text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100 \quad \cdot \text{老年人口 (65歳以上人口)}$$

$$\cdot \text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

2 出 生

$$\cdot \text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\cdot \text{月間出生率 (年換算率)} = \frac{\text{月間出生数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$(\text{注}) \text{年換算係数} = \frac{\text{月間日数 (30, 31, 28又は29)}}{\text{年間日数 (365又は366)}}$$

つまり、1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\cdot \text{出生性比} = \frac{\text{年間男子出生数}}{\text{年間女子出生数}} \times 100$$

$$= \frac{\text{母の年齢階級別出生順位別出生率}}{\frac{\text{年間のある年齢階級の母親から出生した出生順位別の出生数}}{\text{10月1日現在におけるその年齢階級の女性人口}}} \times 1,000$$

$$\cdot \text{母の年齢階級別出生率} = \frac{\text{年間のある年齢階級の母親からの出生数}}{\text{10月1日現在におけるその年齢階級の女性人口}} \times 1,000$$

$$\cdot \text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{1月1日現在における年齢別女性人口}} \right] \text{15歳から49歳までの合計}$$

但し、全国及び東京都全体の合計特殊出生率については、10月1日現在における年齢別女性人口を分母にして算出している。

3 死 亡

$$\cdot \text{粗死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\cdot \text{月間死亡率 (年換算率)} = \frac{\text{月間死亡数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$\cdot \text{死因別死亡率 (年間)} = \frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$

$$\cdot \text{年齢調整死亡率} = \frac{\text{〔観察集団の各年齢 (階級) の死亡率} \times \text{基準となる人口集団のその年齢 (階級) の人口〕 の総和}}{\text{基準となる人口集団の総人口}} \times 1,000 \quad (100,000)$$

4 乳 児 死 亡

$$\cdot \text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児 (生後1年未満) 死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

- ・ 新生児死亡率 = $\frac{\text{年間新生児（生後4週未満）死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
- ・ 早期新生児死亡率 = $\frac{\text{年間早期新生児（生後1週未満）死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
- ・ 月間乳児死亡率（年換算率） = $\frac{\text{月間乳児死亡数}}{\text{その月を含む過去1年間の出生数} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$
- ・ 月間新生児死亡率 = $\frac{\text{月間新生児死亡数}}{\text{月間出生数}} \times 1,000$
- ・ 月間早期新生児死亡率 = $\frac{\text{月間早期新生児死亡数}}{\text{月間出生数}} \times 1,000$
- ・ 死因別乳児死亡率 = $\frac{\text{年間の死因別乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$

5 死産

- ・ 死産率 = $\frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$
- ・ 自然死産率 = $\frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$
- ・ 人工死産率 = $\frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$
- ・ 月間死産率 = $\frac{\text{月間死産数}}{\text{月間出生数} + \text{月間死産数}} \times 1,000$

6 周産期死亡

- ・ 周産期死亡率 = $\frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$
- ・ 月間周産期死亡率 = $\frac{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{月間早期新生児死亡数}}{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{月間出生数}} \times 1,000$
- ・ 妊娠満22週以後の死産率 = $\frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$

7 婚姻・離婚

- ・ 婚姻率 = $\frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$
- ・ 月間婚姻率（年換算率） = $\frac{\text{月間婚姻件数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$
- ・ 離婚率 = $\frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$
- ・ 月間離婚率（年換算率） = $\frac{\text{月間離婚件数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$

8 その他

- ・ 自然増減数 = 年間出生数 - 年間死亡数
- ・ 自然増減率 = $\frac{\text{自然増減数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$

調査の概要

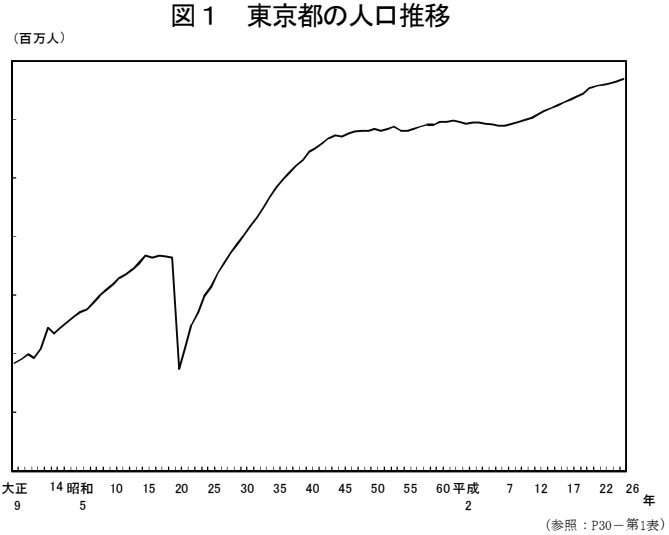
I 人口

1	年次推移
---	------

東京都の人口は、大正9年の3,699,428人から増加傾向で推移を続け、太平洋戦争爆发直後の昭和17年には7,357,800人になりました。その後、戦争等の影響により昭和20年には3,488,284人と3年前の半分以上に減少しました。

しかし、戦後の復興期には、戦前を上回るペースで人口が回復し、昭和37年には1千万人を超えて、10,177,298人になりました。これ以降も、増加傾向で推移し、昭和63年に11,935,700人になって以降は、小幅な増減を繰り返し、平成12年には初めて1,200万人台を超えています。

また、東京都の人口が全国に占める割合は、昭和43年の11.2%をピークに低下していました。平成26年は、10.5%でした。

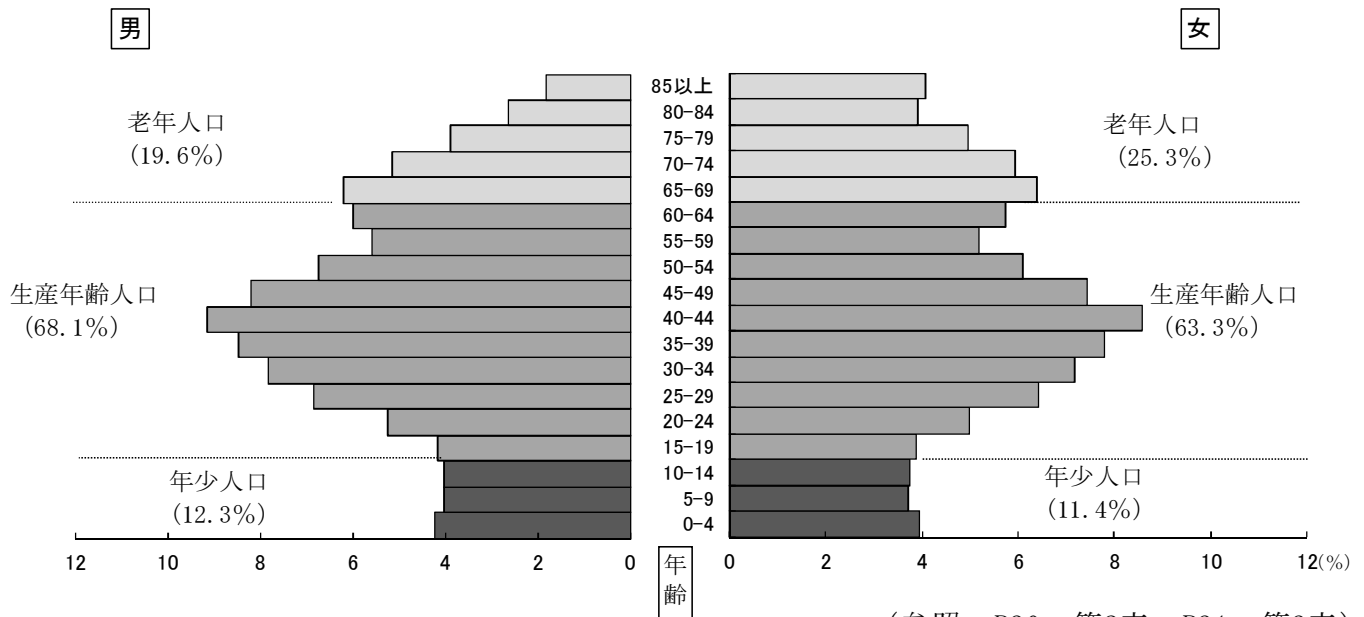


2	年齢階級別人口
---	---------

平成26年の東京都の人口を年齢(5歳階級)別にみると、1位は男女とも40~44歳、2位は35~39歳で、3位は45~49歳でした。

年齢を3区分に分けて年次推移をみると、老年人口比率は平成9年に14%を超えた後、増加し続け、平成26年は、22.5%となっています。生産年齢人口比率は平成2年をピークに、全国、東京都とも減少傾向にあります。また、年少人口は、長期的な低出生率のもとで減少が続き、全国では平成9年に、東京都では平成7年に老年人口比率が年少人口比率を上回りました。

図2 東京都の人口ピラミッド、男女別構成割合(平成26年)



II 人口動態統計

1	概況
---	----

人口動態調査は、平成26年においては、統計法による指定統計第5号として実施されています。この調査は「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により、区市町村長に届出のあった出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の届出書から、人口動態調査令に基づき調査票を作成することにより行われています。

人口動態統計は、厚生労働省に提出された調査票を基に、日本国内において発生した日本人に関する人口の動きを統計的に把握したものです。本統計は、行政施策の立案はもとより、学術等に広く活用されており、人口の動向を知る上で極めて重要な役割を果たしています。

(1) 前年と比較した状況

平成26年の東京都の概況は、表1のとおりです。平成25年と比較すると、出生、死亡、死産が増加し、婚姻、離婚が減少しました。

出生数は110,629人（前年比643人増）、人口千人当たりの出生数を表す出生率は8.5（前年と同率）でした。

死亡数は111,023人（前年比516人増）、人口千人当たりの死亡数を表す死亡率は8.5（前年と同率）でした。

なお、乳児死亡、新生児死亡、周産期死亡は、前年より減少しました。

また、婚姻は87,000件（前年比1,067件減）、人口千人当たりの婚姻件数を表す婚姻率は6.7（前年比0.1ポイント減）でした。

離婚は23,653件（前年比1,202件減）、人口千人当たりの離婚件数を表す離婚率は1.81（前年比0.11ポイント減）でした。

表1 人口動態総覧、対前年比較

	実数			率		平均発生間隔	
	平成26年	平成25年	増減	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年
						日 時 分 秒	日 時 分 秒
出生	110 629	109 986	643	8.5	8.5	— 0:04:45	— 0:04:47
死亡	111 023	110 507	516	8.5	8.5	— 0:04:44	— 0:04:45
乳児死亡	205	215	△10	1.9	2.0	1 18:43:54	1 16:44:39
新生児死亡	89	96	△7	0.8	0.9	4 2:25:37	3 19:15:00
自然増減	△394	△521	127	△0.0	△0.0	…	…
死産	2 460	2 441	19	21.8	21.7	— 3:33:40	— 3:35:19
自然死産	1 135	1 131	4	10.0	10.1	— 7:43:05	— 7:44:43
人工死産	1 325	1 310	15	11.7	11.7	— 6:36:41	— 6:41:13
周産期死亡	388	398	△10	3.5	3.6	— 22:34:38	— 22:00:36
妊娠満22週以後の死産	324	327	△3	2.9	3.0	1 3:02:13	1 2:47:20
早期新生児死亡	64	71	△7	0.6	0.6	5 16:52:30	5 3:22:49
婚姻	87 000	88 067	△1 067	6.7	6.8	— 0:06:02	— 0:05:58
離婚	23 653	24 855	△1 202	1.81	1.92	— 0:22:13	— 0:21:09

注) 出生・死亡・婚姻・離婚率……………人口千対
 乳児・新生児・早期新生児死亡率……………出生千対
 周産期死亡率・妊娠満22週以後の死産率……………出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千対
 死産率……………出産（出生＋死産）千対
 資料 総務部総務課

表2は、人口と主な人口動態事象のうち、東京都が全国に占める割合で示したものです。このうち、平成26年については、人口割合の10.5を基準にすると、死亡8.7、乳児死亡9.9、新生児死亡9.3、周産期死亡10.3、自然増減が相対的に低く、出生11.0、婚姻13.5、離婚10.6が高くなっています。

(2) 都内各地域の状況

表3は、主な人口動態事象を区部、市部、郡部及び島部の地域別に実数、率及び各地域が占める構成比を表したものです。

総数（東京都全体）の率と比較すると、区部、市部では、死亡が低い一方、郡部及び島部では、死亡が高くなっています。

表2 対全国割合（平成26年）
（東京／全国×100）

種別	割合
人口	10.5
出生	11.0
死亡	8.7
乳児死亡	9.9
新生児死亡	9.3
死産	10.5
周産期死亡	10.3
婚姻	13.5
離婚	10.6
自然増減	0.1

資料 総務部総務課

表3 人口動態、地域別比較

地域	出生	死亡	(再掲)	(再掲)	死産	(再掲)	婚姻	離婚
			乳児死亡	新生児死亡		周産期死亡		
総数	110 629	111 023	205	89	2 460	388	87 000	23 653
区部	78 423	75 626	152	67	1 741	276	66 558	16 918
市部	31 648	34 019	52	22	704	111	20 099	6 593
郡部	374	985	-	-	13	1	223	81
島部	184	393	1	-	2	-	120	61
総率	8.5	8.5	1.9	0.8	21.8	3.5	6.7	1.81
区部率	8.6	8.3	1.9	0.9	21.7	3.5	7.3	1.85
市部率	7.6	8.2	1.6	0.7	21.8	3.5	4.8	1.59
郡部率	6.5	17.1	-	-	33.6	2.7	3.9	1.40
島部率	6.9	14.8	5.4	-	10.8	-	4.5	2.29
総構成	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
区部構成	70.9	68.1	74.1	75.3	70.8	71.1	76.5	71.5
市部構成	28.6	30.6	25.4	24.7	28.6	28.6	23.1	27.9
郡部構成	0.3	0.9	-	-	0.5	0.3	0.3	0.3
島部構成	0.2	0.4	0.5	-	0.1	-	0.1	0.3

注 率の説明は表1に同じ。
資料 総務部総務課

2 出生の動向

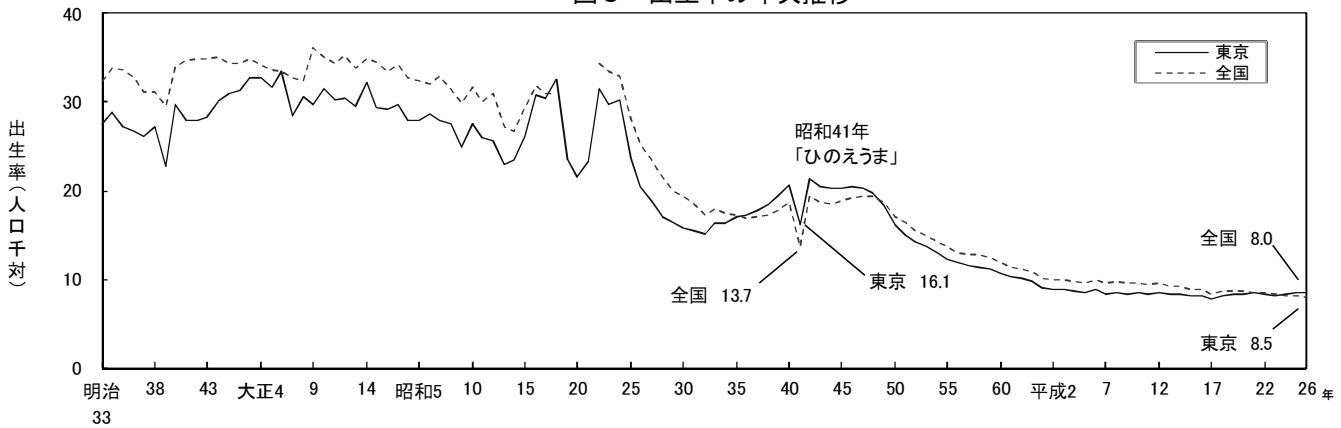
(1) 年次推移

図3は、東京都と全国との人口千人当たりの出生率を年次推移として表しています。

東京都の年次推移をみると、戦後の第一次ベビーブーム（昭和21年～昭和25年ごろ）までは、戦争期間中などを除いて、30前後で安定的に推移していました。その後は低下を続けましたが、昭和32年の15.1を底にして上昇に転じ、第二次ベビーブーム（昭和45年～昭和50年ごろ）までは、およそ15～20前後の間で推移していました。その後、低下傾向が続いていましたが、平成17年の7.8を底にして上昇に転じ、平成22年から再び減少しましたが、平成24年に上昇し、平成26年は前年と同率となりました。全国と比べても、昭和49年以降全国値を上回ることなく推移しましたが、平成24年に全国を上回り、平成26年も全国を上回りました。

平成26年の出生数は、男56,541人、女54,088人、合計110,629人で、前年と比較して643人増加しました。出生率は8.5（前年比0.0）でした。

図3 出生率の年次推移



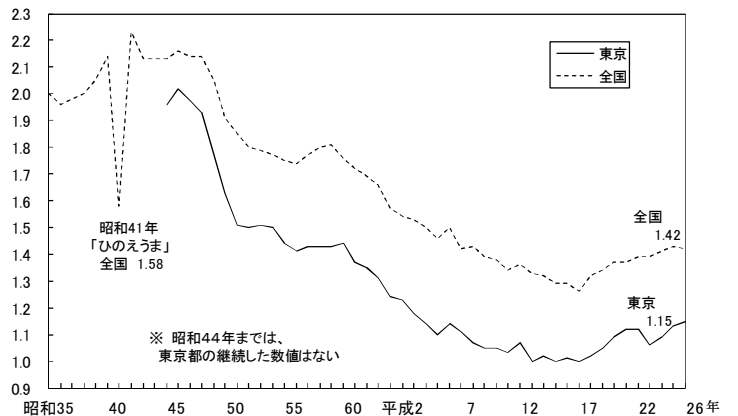
(参照：P46-第1-b表)

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数を表す指標です。

図4は、この合計特殊出生率の年次推移を表したものです。昭和47年から低下傾向にあり、平成18年からは上昇に転じていましたが、平成23年は低下し、平成24年から再び上昇しました。平成26年は、東京都は1.15で前年より0.02ポイント上昇しました。また、全国は1.42で、前年より0.01ポイント減少しました。

図4 合計特殊出生率の年次推移



(参照：P47-第1-b表)

(3) 出生順位

表4及び図5は、出生順位別の出生数・出生割合の年次推移です。

これによると、昭和45年から昭和60年までは、第2子の出生割合が約40%ありましたが、その後、出生総数の減少とともに35%前後まで低下し、第1子の割合が50%を超えています。

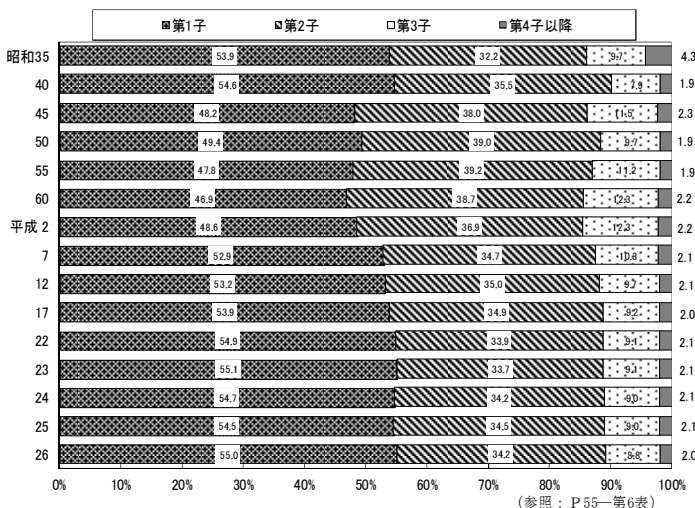
表4 出生数、出生順位・年次別

年次	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子以降	不詳
昭和35年	164 826	88 762	53 070	15 916	4 201	1 619	1 253	5
40	225 492	123 115	80 136	17 868	3 135	770	457	11
45	229 687	110 745	87 186	26 404	4 086	832	434	-
50	186 701	92 145	72 856	18 101	2 666	587	346	-
55	139 953	66 931	54 797	15 621	2 025	379	200	-
60	126 178	59 116	48 809	15 524	2 202	378	149	-
平成2年	103 983	50 514	38 353	12 806	1 935	280	95	-
7	96 823	51 174	33 618	9 950	1 664	320	97	-
12	100 209	53 313	35 120	9 714	1 602	343	117	-
17	96 542	52 039	33 696	8 852	1 522	322	111	-
22	108 135	59 342	36 648	9 868	1 726	396	155	-
23	106 027	58 380	35 751	9 632	1 775	342	147	-
24	107 401	58 742	36 741	9 643	1 739	364	172	-
25	109 986	59 965	37 907	9 849	1 751	377	137	-
26	110 629	60 895	37 860	9 686	1 682	357	149	-

資料 総務部総務課

(参照：P55—第6表)

図5 出生順位別出生割合の年次推移



(参照：P55—第6表)

(4) 母の年齢 (5歳階級) と出生率

表5は、母の年齢階級別の出生率を年次別に表したものです。

これによると、昭和35年以降平成2年までは、25歳～29歳の出生率が最も高く、30歳～34歳は2番目でしたが、平成7年以降は30歳～34歳が逆転しています。また、平成2年以降を見ていくと、35歳～44歳が上昇傾向にあり、より晩産化の傾向が進んでいると言えます。

(5) 母の年齢 (5歳階級) と出生順位

表6は、平成24年から平成26年までの母の年齢階級別出生率を出生順位別に表したものです。

出生順位を年齢階級別に見ていくと、平成26年は第1子の出生率は30歳～34歳が最も高く、次に25歳～29歳、3番目に35歳～39歳となっています。また、第2子も、30歳～34歳が最も高くなっており、第3子も、30歳～34歳が最も高くなっていきます。

(6) 出生場所と立会者

表7は、生まれた場所と出生に立ち会った者の割合を表したものです。

昭和30年は、施設内での出生は54.6%でしたが、その後年々上昇して、昭和60年は99.9%になりました。その後も99.5%以上の割合で推移し、平成26年は99.8%でした。これを施設別にみると、病院内で出生する割合が高く、平成26年では66.7%と全体の3分の2を占めています。

助産所での出産は昭和35年以降減少していましたが、平成2年の1.0を底に増減をくり返しています。平成26年は前年から0.1ポイント減少し0.9となっています。

表5 母の年齢階級別出生率、年次別

年次	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
昭和35年	0.0	2.8	67.2	157.0	83.8	22.8	4.1	0.3
40	-	2.8	74.0	187.0	101.1	24.8	3.4	0.2
45	0.0	3.8	61.3	190.6	103.3	28.2	3.8	0.2
50	-	2.6	61.4	160.0	77.3	19.2	2.8	0.1
55	-	2.6	40.3	143.7	79.0	16.9	2.1	0.1
60	0.0	2.8	32.6	130.5	90.7	23.6	2.4	0.1
平成2年	0.0	2.7	24.6	93.3	89.0	27.2	3.4	0.1
7	0.0	2.2	21.5	75.1	81.9	29.9	3.8	0.1
12	0.0	3.6	19.7	64.7	78.8	35.2	5.1	0.1
17	0.0	3.4	19.0	56.3	74.1	40.1	6.8	0.2
22	0.0	2.9	17.5	54.8	81.4	50.2	10.6	0.3
23	0.0	2.8	18.3	53.9	79.2	49.5	10.4	0.4
24	0.0	2.8	17.0	54.3	82.1	51.8	11.8	0.4
25	0.0	2.9	16.3	54.1	84.6	57.0	12.7	0.5
26	0.0	2.9	15.4	53.3	86.6	59.2	13.8	0.5

資料 総務部総務課

(参照：P54—第5表付表)

表6 母の年齢階級別出生率、年次・出生順位別

年次	出生順位	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
平成24年	総数	0.0	2.8	17.0	54.3	82.1	51.8	11.8	0.4
	第1子	0.0	2.6	12.6	36.3	44.2	22.4	5.2	0.2
	第2子	-	0.2	3.8	14.3	29.5	21.1	4.5	0.1
	第3子	-	0.0	0.6	3.0	7.0	6.7	1.5	0.1
	第4子	-	-	0.1	0.5	1.1	1.3	0.4	0.0
	第5子以降	-	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.2	0.0
平成25年	総数	0.0	2.9	16.3	54.1	84.6	57.0	12.7	0.5
	第1子	0.0	2.6	11.8	36.6	45.5	24.7	5.8	0.2
	第2子	-	0.3	3.9	13.9	30.5	23.3	4.8	0.1
	第3子	-	0.0	0.6	2.9	7.1	7.3	1.6	0.1
	第4子	-	-	0.1	0.5	1.1	1.3	0.4	0.0
	第5子以降	-	-	0.0	0.1	0.3	0.4	0.2	0.0
平成26年	総数	0.0	2.9	15.4	53.3	86.6	59.2	13.8	0.5
	第1子	0.0	2.6	11.3	36.3	46.9	26.7	6.3	0.2
	第2子	-	0.2	3.4	13.6	30.9	23.8	5.2	0.1
	第3子	-	0.0	0.6	2.8	7.4	7.0	1.6	0.1
	第4子	-	-	0.1	0.5	1.1	1.2	0.4	0.0
	第5子以降	-	-	0.0	0.1	0.3	0.4	0.2	0.0

資料 総務部総務課

(参照：P76—第12表)

表7 場所別出生割合・立会者別出生割合、年次別

(単位 %)

年次	総数	施設内				施設外			総数			施設内		施設外		
		総数	病院	診療所	助産所	総数	自宅	その他	医師	助産師	その他	医師	助産師	医師	助産師	その他
昭和30年	100.0	54.6	35.4	12.7	6.6	45.4	40.1	5.3	49.0	50.5	0.5	47.4	7.2	1.6	43.4	0.5
35	100.0	85.3	49.1	28.4	7.8	14.7	11.1	3.6	77.8	22.1	0.1	77.0	8.3	0.8	13.8	0.1
40	100.0	96.5	51.7	38.7	6.1	3.5	2.0	1.6	89.8	10.2	0.1	89.5	6.9	0.2	3.3	0.1
45	100.0	98.9	55.4	39.0	4.4	1.1	0.6	0.5	93.7	6.3	0.1	93.5	5.4	0.2	0.9	0.1
50	100.0	99.6	59.3	37.3	3.0	0.4	0.2	0.2	94.9	5.1	0.0	94.8	4.8	0.1	0.3	0.1
55	100.0	99.8	64.9	33.1	1.7	0.2	0.1	0.1	96.2	3.8	0.0	96.1	3.6	0.1	0.1	0.0
60	100.0	99.9	66.5	32.8	1.4	0.1	0.1	0.0	96.0	3.9	0.0	96.0	3.9	0.1	0.1	0.0
平成2年	100.0	99.9	66.4	32.5	1.0	0.1	0.1	0.0	97.4	2.6	0.0	97.3	2.5	0.0	0.1	0.0
7	100.0	99.8	66.5	31.9	1.3	0.2	0.2	0.0	96.8	3.2	0.0	96.7	3.0	0.1	0.1	0.0
12	100.0	99.7	67.1	31.1	1.5	0.3	0.3	0.0	95.9	4.0	0.0	95.9	3.8	0.1	0.2	0.0
17	100.0	99.5	66.3	31.5	1.7	0.5	0.4	0.0	93.6	6.4	0.0	93.5	6.0	0.1	0.4	0.0
22	100.0	99.6	66.3	32.1	1.3	0.4	0.3	0.0	91.5	8.4	0.0	91.5	8.2	0.1	0.3	0.0
23	100.0	99.7	66.1	32.6	1.1	0.3	0.2	0.0	91.9	8.1	0.0	91.9	7.9	0.1	0.2	0.0
24	100.0	99.7	66.9	31.9	1.0	0.3	0.2	0.0	91.8	8.2	0.0	91.8	8.0	0.1	0.2	0.0
25	100.0	99.8	66.7	32.2	1.0	0.2	0.2	0.0	92.2	7.8	0.0	92.1	7.7	0.0	0.1	0.0
26	100.0	99.8	66.7	32.2	0.9	0.2	0.2	0.0	92.2	7.8	0.0	92.1	7.7	0.0	0.1	0.0

資料 総務部総務課

(参照：P 52-第4表)

(7) 出生時の体重

出生時の体重は、母体の健康状態等を反映する主要な指標の一つです。

表8は、出生時の体重別の構成比を表しています。平成26年では男は 3,000g~3,499g、女は 2,500g ~2,999gが最も多くなっています。男女とも2,500g~2,999g、3,000g~3,499g、3,500g~3,999gを合わせると約9割になります。また、近年では、男女ともに、低体重児(2,500g未満の出生児)の割合が少しずつ増える傾向にありましたが、平成26年は、前年に比べ、男は0.3ポイント減少し、女も0.1ポイント減少となっています。平均値についても低下傾向が見られましたが、平成26年は男女とも前年と同率となっています。

表8 出生時の体重・平均値・低体重児割合、性・年次別

体 重	昭和60年	平成2年	7	12	17	24	25	26	昭和60年	平成2年	7	12	17	24	25	26
	男								女							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1,000g 未 満	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
1,000~1,499	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
1,500~1,999	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.2
2,000~2,499	3.7	4.3	5.3	6.0	6.5	6.3	6.5	6.3	4.7	5.5	6.9	7.8	8.6	8.6	8.7	8.5
2,500~2,999	24.7	28.3	31.3	33.6	34.8	35.6	35.1	35.7	31.8	35.4	38.9	40.7	42.4	43.3	43.0	42.9
3,000~3,499	47.7	47.2	45.9	44.5	44.1	44.0	44.3	44.1	46.1	44.5	41.9	40.1	39.0	38.3	38.5	38.6
3,500~3,999	19.9	16.7	14.4	12.7	11.6	11.3	11.4	11.3	14.3	12.0	9.7	8.9	7.5	7.3	7.5	7.6
4,000~4,499	2.6	1.9	1.4	1.2	1.1	0.9	0.9	0.9	1.6	1.1	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
4,500~4,999	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5,000g 以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体 重 不 詳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
低体重児の割合	5.1	5.9	6.9	7.8	8.4	8.1	8.4	8.1	6.3	7.1	8.5	9.6	10.6	10.6	10.5	10.4
平均値 (kg)	3.20	3.14	3.10	3.06	3.05	3.04	3.04	3.04	3.11	3.06	3.01	2.99	2.96	2.95	2.96	2.96

注 低体重児とは、出生時の体重が平成6年以前は2,500g以下の児を、平成7年以降は2,500g未満の児をいう。

資料 総務部総務課

(参照：P 82-第14表)

3 死亡の動向

(1) 年次推移

図6は、東京都と全国の人口千人当たりの死亡率（粗死亡率）を年次推移として表しています。

東京都の死亡率は、明治、大正を通じて、おおむね18～24の間で推移してきましたが、昭和に入ってから低下傾向を示し、特に戦後はその傾向が一層進み、昭和38年には5を割る程度まで低下しました。

しかし、昭和50年以後、徐々に上昇傾向に転じて推移し、平成12年には7.1となりました。その後も増加の傾向で推移しており、平成26年には8.5となっています。

表9は、東京都と全国の年齢調整死亡率を表したものです。年齢調整死亡率とは、年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いられる死亡率で、最近では減少傾向で推移しています。

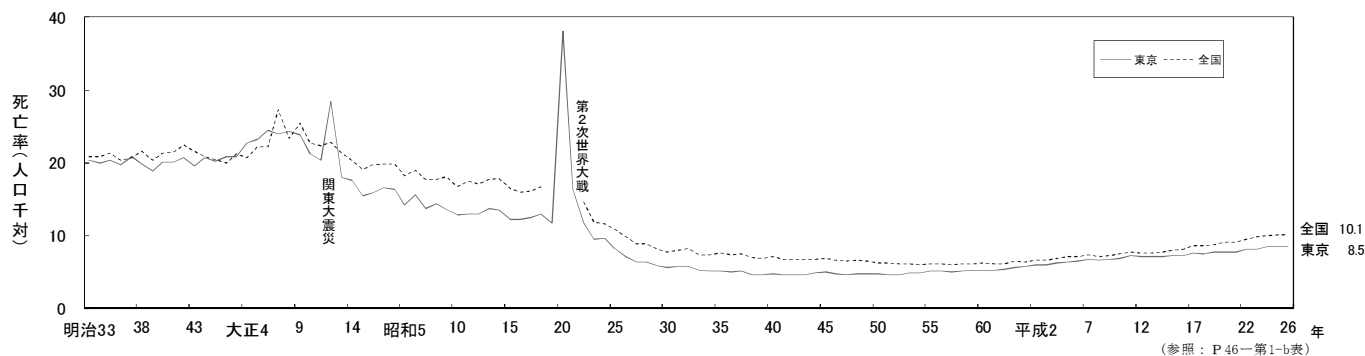
なお、平成7年から第10回修正国際疾病分類（以下「ICD-10」という。）を適用し、原死因選択ルールを明確化するとともに、死亡診断書（死亡検案書）を改正したため、死因統計に影響を与えた可能性があります。

表9 粗・年齢調整死亡率、年次別

年次	粗死亡率		年齢調整死亡率 (人口千対)			
	東京	全国	東京		全国	
			男	女	男	女
昭和40年	4.8	7.1	12.1	8.3	13.7	9.3
45	5.0	6.9	11.2	7.7	12.3	8.2
50	4.8	6.3	9.5	6.4	10.4	6.9
55	5.1	6.2	8.6	5.5	9.2	5.8
60	5.3	6.3	7.7	4.7	8.1	4.8
平成2年	6.0	6.7	7.4	4.2	7.5	4.2
7	6.8	7.4	7.0	3.9	7.2	3.8
12	7.1	7.7	6.2	3.3	6.3	3.2
17	7.6	8.6	5.7	3.0	5.9	3.0
22	8.1	9.5	5.3	2.7	5.4	2.7
23	8.2	9.9	5.1	2.7	5.5	2.9
24	8.5	10.0	5.1	2.6	5.2	2.7
25	8.5	10.1	5.0	2.6	5.1	2.7
26	8.5	10.1	4.8	2.5	5.0	2.6

資料 総務部総務課

図6 死亡率の年次推移



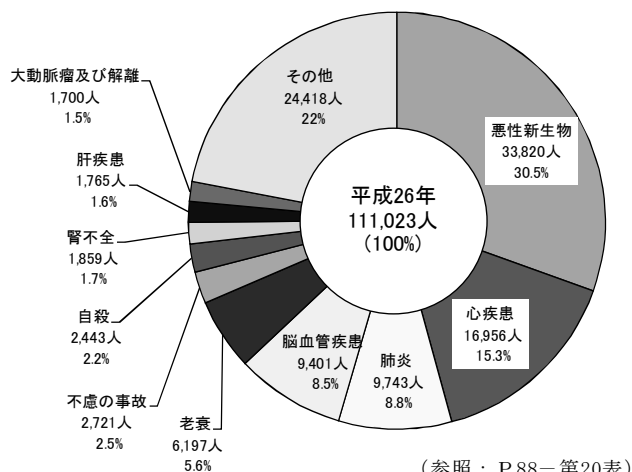
(2) 主要死因

ア 主要死因の年次推移

平成26年の東京都の主要死因別死亡数及び死亡率は表10のとおりです。

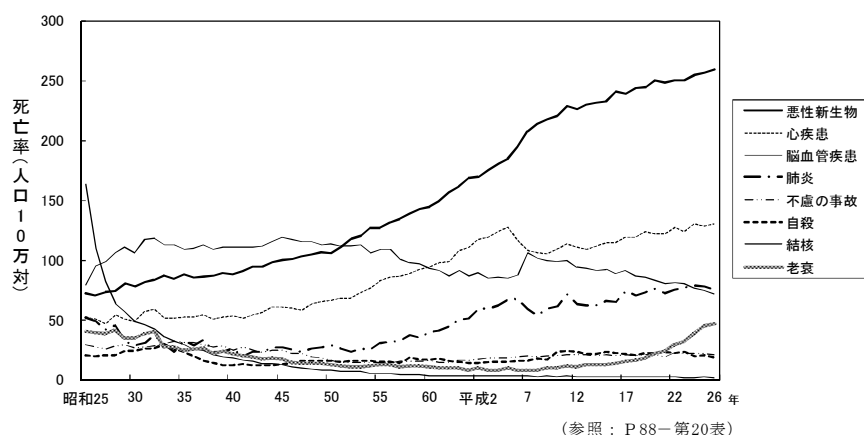
図7はこの死因別の構成比を表したものです。これによると、平成26年は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患のいわゆる三大疾病が全体の死亡数の54.3%を占めています。図8は主要死因別死亡率の年次推移を、表11は主要死因1位から5位までの年次推移を表しています。死因分類の改正により、年次推移に完全な内容の一致をみることができませんが、戦前及び戦後数年間は、結核、肺炎・気管支炎などの感染性疾患が死亡の上位を占めていました。しかし、衛生状態の改善や保健医療水準の向上等により、死因も大きく変化し、現在では悪性新生物、心疾患、肺炎が上位を占めています。

図7 主要死因の割合



(参照：P 88—第20表)

図8 主要死因別死亡率の年次推移



(参照：P 88—第20表)

表10 主要死因別死亡数・率（人口10万対）

死 因	平成 26 年		平成 25 年		対前年増減数	対前年増減率 (%)
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率		
総 数	111 023	851.1	110 507	851.4	516	0.5
悪性新生物	33 820	259.3	33 349	256.9	471	1.4
心疾患	16 956	130.0	16 664	128.4	292	1.8
肺炎	9 743	74.7	10 110	77.9	△ 367	△ 3.6
脳血管疾患	9 401	72.1	9 690	74.7	△ 289	△ 3.0
老衰	6 197	47.5	5 850	45.1	347	5.9
不慮の事故	2 721	20.9	2 767	21.3	△ 46	△ 1.7
自殺	2 443	18.7	2 620	20.2	△ 177	△ 6.8
腎不全	1 859	14.3	1 908	14.7	△ 49	△ 2.6
肝疾患	1 765	13.5	1 772	13.7	△ 7	△ 0.4
大動脈瘤及び解離	1 700	13.0	1 685	13.0	15	0.9

資料 総務部総務課

(参照:P88—第20表)

表11 死因順位の年次推移

年 次	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
大正 9 年	肺炎	結腸腸気	腸気管支	流行性感冒	腎臓腎臓
1 2	結核	結核	結核	結核	結核
昭和元 年	結核	結核	結核	結核	結核
5	結核	結核	結核	結核	結核
1 0	結核	結核	結核	結核	結核
1 5	結核	結核	結核	結核	結核
2 5	結核	結核	結核	結核	結核
3 0	結核	結核	結核	結核	結核
3 5	結核	結核	結核	結核	結核
4 0	結核	結核	結核	結核	結核
4 1	結核	結核	結核	結核	結核
4 2	結核	結核	結核	結核	結核
4 3	結核	結核	結核	結核	結核
4 4	結核	結核	結核	結核	結核
4 5	結核	結核	結核	結核	結核
4 6	結核	結核	結核	結核	結核
4 7	結核	結核	結核	結核	結核
4 8	結核	結核	結核	結核	結核
4 9	結核	結核	結核	結核	結核
5 0	結核	結核	結核	結核	結核
5 1	結核	結核	結核	結核	結核
5 2	結核	結核	結核	結核	結核
5 3	結核	結核	結核	結核	結核
5 4	結核	結核	結核	結核	結核
5 5	結核	結核	結核	結核	結核
5 6	結核	結核	結核	結核	結核
5 7	結核	結核	結核	結核	結核
5 8	結核	結核	結核	結核	結核
5 9	結核	結核	結核	結核	結核
6 0	結核	結核	結核	結核	結核
6 1	結核	結核	結核	結核	結核
6 2	結核	結核	結核	結核	結核
6 3	結核	結核	結核	結核	結核
平成元 年	結核	結核	結核	結核	結核
2	結核	結核	結核	結核	結核
3	結核	結核	結核	結核	結核
4	結核	結核	結核	結核	結核
5	結核	結核	結核	結核	結核
6	結核	結核	結核	結核	結核
7	結核	結核	結核	結核	結核
8	結核	結核	結核	結核	結核
9	結核	結核	結核	結核	結核
1 0	結核	結核	結核	結核	結核
1 1	結核	結核	結核	結核	結核
1 2	結核	結核	結核	結核	結核
1 3	結核	結核	結核	結核	結核
1 4	結核	結核	結核	結核	結核
1 5	結核	結核	結核	結核	結核
1 6	結核	結核	結核	結核	結核
1 7	結核	結核	結核	結核	結核
1 8	結核	結核	結核	結核	結核
1 9	結核	結核	結核	結核	結核
2 0	結核	結核	結核	結核	結核
2 1	結核	結核	結核	結核	結核
2 2	結核	結核	結核	結核	結核
2 3	結核	結核	結核	結核	結核
2 4	結核	結核	結核	結核	結核
2 5	結核	結核	結核	結核	結核
2 6	結核	結核	結核	結核	結核

資料 総務部総務課

(参照:P124—第27表)

イ 悪性新生物

悪性新生物による死亡は年々増加し、昭和52年に死因の第1位となりました。平成26年の死亡数は33,820人で、前年よりも471人増加し、全死因中に占める割合は30.5%でした。人口10万人当たりの死亡率では259.3で、前年より2.4ポイント上昇しました。

表12は、悪性新生物の性別、部位別の死亡率及び構成比の年次推移です。死亡率を性別にみると、増加傾向で推移しています。部位別では、男性は「気管、気管支及び肺」が一番高くなっています。女性は「その他」を除くと、平成18年以降「気管、気管支及び肺」が一番高くなっています。

表12 悪性新生物死亡率・割合、性・部位・年次別

死因	男					女				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	死亡率（10万対）									
総数	302.7	296.1	303.7	308.5	308.4	198.4	204.2	207.1	206.6	211.3
食道	16.9	16.4	17.1	16.9	15.4	3.7	3.3	3.5	3.7	3.6
胃	46.2	46.3	42.7	44.4	42.8	22.2	22.2	22.4	21.5	21.8
結腸	23.4	22.8	24.5	24.9	25.2	21.1	22.3	22.3	23.0	24.3
直腸S状結腸移行部及び直腸	14.2	13.7	14.7	14.3	14.8	6.9	7.2	7.8	7.7	7.2
肝及び肝内胆管	27.8	28.0	25.6	26.4	24.2	14.5	13.7	13.0	12.5	12.5
胆のう及びその他の胆道	10.6	11.2	11.6	10.7	11.5	10.4	10.6	11.5	10.9	10.5
膵	20.5	20.5	21.9	23.0	23.9	18.9	19.4	19.7	20.4	21.6
気管、気管支及び肺	69.0	66.1	69.2	68.9	71.2	28.0	28.4	30.3	30.0	29.6
乳房	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	21.1	23.0	20.7	22.4	22.8
子宮	・	・	・	・	・	8.7	9.5	9.2	8.3	10.0
前立腺	16.4	16.4	16.7	17.8	16.9	・	・	・	・	・
白血病	7.0	6.2	6.6	7.3	6.5	4.0	4.2	3.6	3.6	4.0
その他	50.5	48.2	52.8	53.8	55.9	38.8	40.4	43.1	42.7	43.4
	割合（%）									
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食道	5.6	5.5	5.6	5.5	5.0	1.8	1.6	1.7	1.8	1.7
胃	15.3	15.6	14.1	14.4	13.9	11.2	10.9	10.8	10.4	10.3
結腸	7.7	7.7	8.1	8.1	8.2	10.6	10.9	10.8	11.1	11.5
直腸S状結腸移行部及び直腸	4.7	4.6	4.8	4.6	4.8	3.5	3.5	3.8	3.7	3.4
肝及び肝内胆管	9.2	9.5	8.4	8.6	7.9	7.3	6.7	6.3	6.0	5.9
胆のう及びその他の胆道	3.5	3.8	3.8	3.5	3.7	5.2	5.2	5.6	5.3	5.0
膵	6.8	6.9	7.2	7.5	7.8	9.5	9.5	9.5	9.9	10.2
気管、気管支及び肺	22.8	22.3	22.8	22.3	23.1	14.1	13.9	14.6	14.5	14.0
乳房	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	10.6	11.3	10.0	10.9	10.8
子宮	・	・	・	・	・	4.4	4.7	4.5	4.0	4.7
前立腺	5.4	5.6	5.5	5.8	5.5	・	・	・	・	・
白血病	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.0	2.1	1.7	1.7	1.9
その他	16.7	16.3	17.4	17.4	18.1	19.6	19.8	20.8	20.6	20.5

資料 総務部総務課

(参照：P 106－第26表)

ウ 心疾患

ここでいう心疾患とは、虚血性心疾患、心不全等を含み、高血圧性心疾患は含みません。平成26年の死亡数は、16,956人（前年比292人増）、死亡率は130.0でした。死因順位では昭和60年以降、脳血管疾患に替わり第2位となっています。

エ 肺炎

平成26年の肺炎による死亡数は9,743人（前年比367人減）、死亡率は74.7（同3.2ポイント減）でした。また、死因順位では平成24年に、脳血管疾患に替わり第3位となりました。

オ 脳血管疾患

平成26年の脳血管疾患による死亡数は9,401人（前年比289人減）、死亡率は72.1（同2.6ポイント減）でした。年次推移をみると、昭和30年以降は全結核に替わって死亡順位の第1位を占めていましたが、昭和52年に第2位、昭和60年には第3位、平成24年に第4位となりました。

カ 老衰

平成26年の老衰による死亡数は6,197人（前年比347人増）、死亡率は47.5（同2.4ポイント増）でした。また、死因順位は、前年と同じく第5位でした。

キ 自殺

平成26年の自殺による死亡数は2,443人（前年比177人減）で、死亡率は18.7（同1.5ポイント減）でした。また、死因順位は、前年と同じく第7位でした。

4 乳児死亡の動向

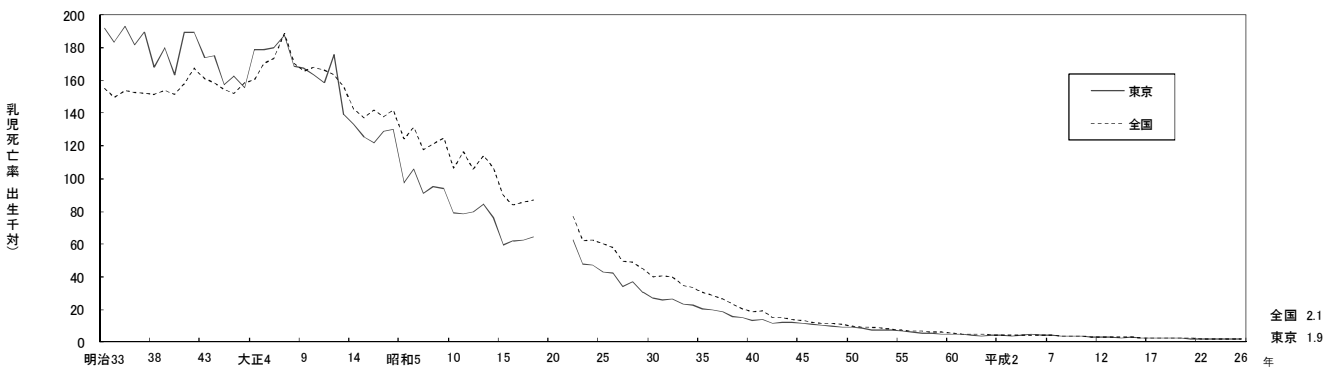
(1) 年次推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡といい、乳児死亡率は出生千人当たりの乳児死亡数で表します。乳児の生存は母体の健康状態、養育条件等の影響を強く受けるため、乳児死亡率は、母をめぐる生活環境、保健医療状況を表す指標の一つと考えられています。

図9は、東京都と全国との乳児死亡率の年次推移を表しています。乳児死亡率は、大正12年までは、150を超える高い率で推移していました。しかし、大正13年から低下し始め、昭和48年には10を下回りました。

平成26年の乳児死亡数は 205人（前年比10人減）、乳児死亡率は1.9（前年比0.1ポイント減）で、平成16年以降3.0を下回っています。

図9 乳児死亡率の年次推移



(参照：P 46 - 第 1 - b表)

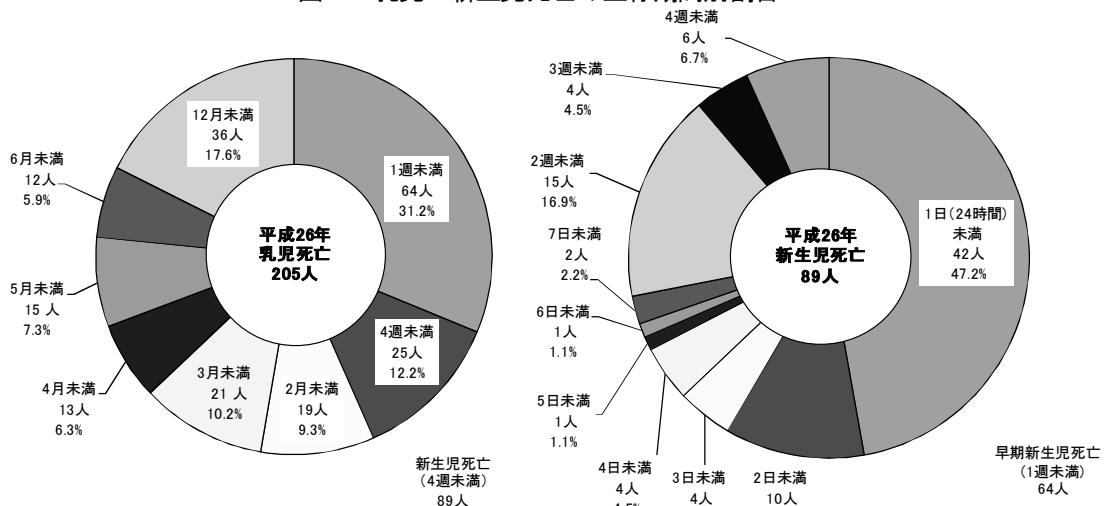
(2) 生存期間と乳児死亡

図10は、乳児死亡と新生児死亡の生存期間別構成比を表しています。

乳児死亡に対して、新生児死亡（生後4週未満の死亡）が 43.4%を占め、特に早期新生児死亡（生後1週未満の死亡）が 31.2%を占めています。また、早期新生児死亡が新生児死亡の 71.9%を占めています。

新生児死亡を生存日数ごとに見ると、生後24時間未満の死亡割合が 47.2%、続いて1週以上2週未満による死亡割合が16.9%になっています。

図10 乳児・新生児死亡の生存期間別割合



(参照：P 140 - 第33表)

(参照：P 140 - 第33表)

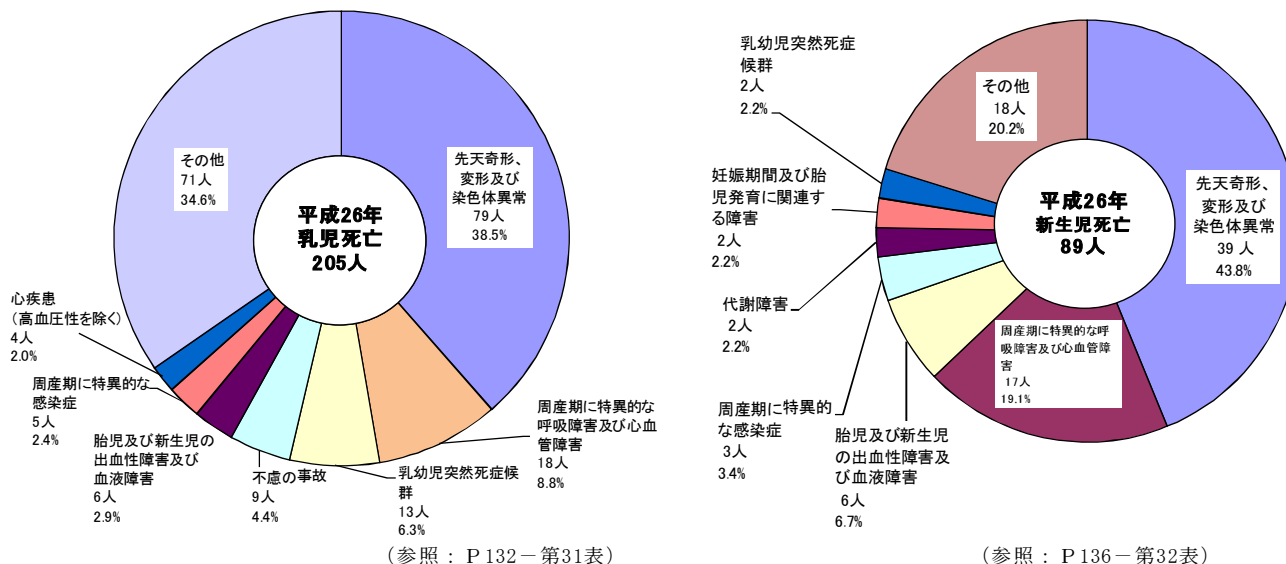
(3) 乳児死亡と死因

図11は、乳児死亡と新生児死亡の死因順位でみた主要死因について、その構成比を表しています。

もっとも多い死因は「先天奇形、変形及び染色体異常」で、乳児死亡では38.5%、新生児死亡では43.8%を占めています。

なお、WHOの勧告により、7日未満の新生児死亡は児側病態のみが、7日以上は原死因が選ばれています。

図11 乳児・新生児死亡の原因



5 死産の動向

人口動態調査でいう死産は、「死産の届出に関する規程」により、妊娠満12週（第4月）以降の死児の出産とされ、自然死産と人工死産とに分けられています。人工死産とは、胎児の母体内の生存が確実な時に人工的処置を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産となります。

死産届は満12週（第4月）以降の死産のみを提出の対象としており、人工妊娠中絶の大部分を占める満11週以前の数は、人口動態調査上、死産には含まれていません。また、死産の定義や人工妊娠中絶を実施できる時期が数回にわたり改正されているため、年次推移を観察する場合は、注意が必要です。

(1) 年次推移

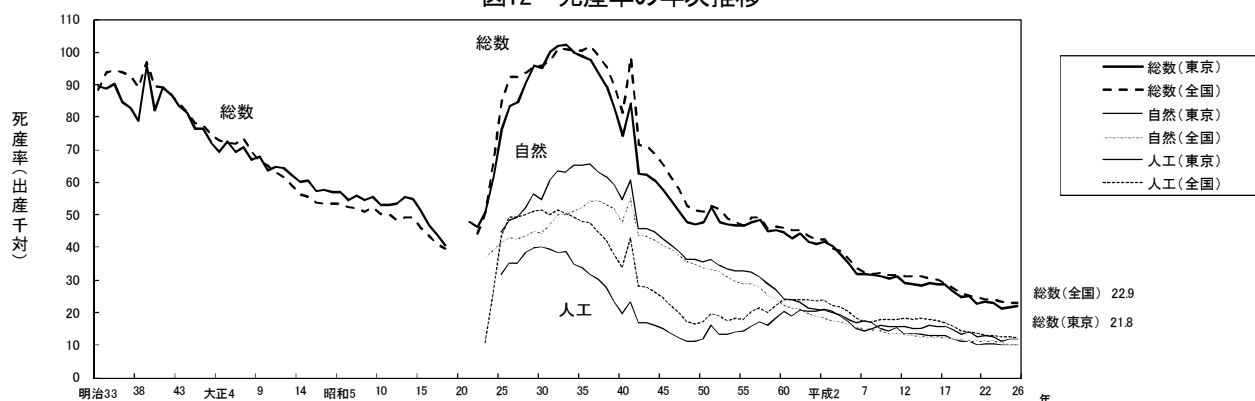
図12は、東京都と全国の死産率の年次推移を表しています。死産率は出産（出生数＋死産数）千人当たりの死産数で表します。

東京都の死産率は明治33年以降低下傾向で推移してきましたが、終戦直後から死産率は上昇し、昭和31年～昭和33年にかけて100を超え、その後は低下傾向にありましたが、近年では、わずかに増減をくり返しています。

平成26年の死産数は2,460胎（前年比19胎増）、死産率は21.8（前年比0.1ポイント増）でした。

自然・人工別にみると、平成2年、3年は人工死産数が自然死産数を上回りましたが、その他の年ではすべて自然死産数が上回っていました。しかし、平成9年から再び人工死産数が上回り、平成26年は人工死産が190胎上回っています。

図12 死産率の年次推移



(参照：P 46 - 第1-b表、P 51 - 第2-b表)

(2) 妊娠期間と死産

表13は、死産を自然、人工にわけて、それぞれの妊娠期間別の構成比を表しています。

平成26年の割合を見ると、自然死産は妊娠満12週～23週（第4月～6月）が76.8%を占めています。一方、人工死産は、満12週～23週（第4月～6月）で100%を占めています。

表13 妊娠期間別死産割合、自然－人工・年次別

(単位 %)										
年次	総数	満12～15週 (第4月)	満16～19週 (第5月)	満20～23週 (第6月)	満24～27週 (第7月)	満28～31週 (第8月)	満32～35週 (第9月)	満36～39週 (第10月)	満40週以上 (第11月～)	不詳
総 数										
昭和25年	100.0	7.2	21.8	22.3	14.1	10.0	7.2	17.0	0.2	-
30	100.0	7.8	23.1	25.4	15.3	7.7	5.3	15.3	0.2	-
35	100.0	9.4	22.4	27.6	15.6	6.6	3.9	14.3	0.3	-
40	100.0	9.3	26.6	26.8	13.3	5.9	4.0	13.9	0.3	-
45	100.0	12.5	27.9	24.8	13.3	5.0	4.0	12.2	0.3	-
50	100.0	19.9	28.9	20.9	10.8	4.0	4.0	11.1	0.4	-
55	100.0	26.0	29.6	23.4	6.0	3.4	3.4	4.9	3.1	0.1
60	100.0	30.8	31.1	22.4	4.7	2.7	2.9	3.4	1.8	0.1
平成2年	100.0	35.1	32.3	20.4	3.6	2.5	2.2	2.9	1.1	-
7	100.0	34.3	31.8	19.2	4.6	3.0	3.0	2.8	1.3	-
12	100.0	37.6	32.9	17.7	3.6	2.1	2.2	2.9	1.1	0.0
17	100.0	39.6	32.2	17.2	3.0	2.0	2.5	2.6	0.7	-
18	100.0	41.4	31.5	16.2	3.0	2.2	1.6	3.2	0.9	-
19	100.0	39.0	31.4	18.2	3.2	2.1	2.0	3.1	1.1	-
20	100.0	39.4	31.2	17.8	3.2	1.7	2.6	3.0	1.0	-
21	100.0	39.0	30.9	18.3	3.2	1.9	2.7	3.3	0.8	-
22	100.0	40.2	30.4	18.0	3.2	1.7	2.7	2.8	0.9	-
23	100.0	36.8	32.4	19.1	3.1	2.3	2.2	3.5	0.6	-
24	100.0	36.8	33.2	18.2	4.1	2.1	2.5	2.4	0.6	0.0
25	100.0	37.3	30.9	20.9	2.9	1.8	2.7	2.7	0.8	-
26	100.0	38.5	30.6	20.2	3.0	2.2	2.1	2.8	0.7	-
自 然 死 産										
昭和25年	100.0	3.3	13.6	15.3	15.4	15.1	11.3	26.9	0.2	-
30	100.0	4.2	14.9	18.9	15.3	11.9	8.6	25.8	0.3	-
35	100.0	7.3	17.8	22.7	15.5	9.2	5.7	21.3	0.5	-
40	100.0	7.4	22.9	24.4	13.2	7.6	5.3	18.7	0.4	-
45	100.0	10.0	24.3	23.1	13.8	6.6	5.4	16.4	0.5	-
50	100.0	16.7	26.0	19.9	11.7	5.3	5.3	14.7	0.5	-
55	100.0	20.6	26.9	22.5	8.5	4.9	4.9	7.0	4.5	-
60	100.0	25.5	26.9	19.3	8.5	4.8	5.3	6.3	3.4	0.1
平成2年	100.0	25.5	28.0	21.8	7.0	5.1	4.5	5.8	2.1	0.1
7	100.0	26.8	26.8	19.7	8.3	5.4	5.3	5.2	2.5	-
12	100.0	25.3	30.7	18.0	7.7	4.6	4.8	6.4	2.3	0.1
17	100.0	29.2	30.4	16.6	6.5	4.5	5.5	5.8	1.6	-
18	100.0	28.5	29.7	17.6	6.7	4.8	3.6	7.1	1.9	-
19	100.0	28.5	30.0	16.7	6.9	4.5	4.3	6.7	2.4	-
20	100.0	30.8	27.3	16.3	7.2	3.8	5.9	6.7	2.1	-
21	100.0	28.4	28.9	16.6	6.8	4.1	6.1	7.3	1.8	-
22	100.0	30.4	28.5	15.7	6.8	3.8	6.1	6.4	2.1	0.1
23	100.0	29.5	31.0	14.1	6.8	5.0	4.8	7.5	1.3	-
24	100.0	28.6	30.6	15.9	8.6	4.4	5.3	5.1	1.4	0.1
25	100.0	30.2	28.7	17.6	6.3	3.9	5.7	5.8	1.7	-
26	100.0	32.2	27.9	16.7	6.4	4.7	4.5	6.1	1.5	-
人 工 死 産										
昭和25年	100.0	12.7	34.8	32.4	12.3	3.4	1.3	3.0	0.2	-
30	100.0	12.6	34.2	34.2	15.2	2.0	0.8	0.9	-	-
35	100.0	13.4	31.1	36.9	15.7	1.4	0.4	1.0	-	-
40	100.0	14.4	36.7	33.3	13.5	1.0	0.5	0.5	-	-
45	100.0	19.4	38.1	29.6	12.1	0.4	0.2	0.3	-	-
50	100.0	29.6	37.5	24.1	8.2	0.3	0.1	0.3	-	-
55	100.0	38.2	35.8	25.5	0.3	-	0.1	-	-	-
60	100.0	37.3	36.3	26.0	0.2	0.2	0.1	-	-	-
平成2年	100.0	44.2	36.6	19.0	0.2	-	-	-	-	-
7	100.0	43.4	37.8	18.6	0.2	-	0.1	-	-	-
12	100.0	47.8	34.6	17.4	0.2	-	-	-	-	-
17	100.0	48.4	33.7	17.8	0.1	-	-	-	-	-
18	100.0	51.9	33.0	15.1	-	-	-	-	-	-
19	100.0	47.8	32.6	19.4	0.1	0.1	-	-	-	-
20	100.0	46.3	34.5	19.1	-	0.1	-	-	-	-
21	100.0	47.7	32.6	19.6	0.2	-	-	-	-	-
22	100.0	47.9	31.9	19.9	0.3	-	-	-	-	-
23	100.0	43.1	33.6	23.3	-	-	-	-	-	-
24	100.0	44.1	35.5	20.4	-	-	-	-	-	-
25	100.0	43.4	32.7	23.8	-	-	-	-	-	-
26	100.0	43.9	32.8	23.2	-	-	-	-	-	-

(3) 母の年齢と嫡出でない子の死産

表14は、母の年齢を24歳以下と25歳以上とに大別して（以下「母の年齢大別」という）自然と人工別の死産割合を表したものです。

平成26年では、死産総数に対する人工死産の占める割合が53.9%で、自然死産のそれを上回っています。

母の年齢大別でみると、自然死産では25歳以上の占める割合が95.1%、人工死産では68.0%となっており、両割合とも増加傾向にあります。

表15は、母の年齢大別の死産数のうち、嫡出でない子の割合を表したものです。平成26年は24歳までの割合が88.5%で前年より3.8ポイント増加し、そのうち、自然死産で55.4%、人工死産で92.9%が嫡出でない子になっています。一方、25歳以上では嫡出でない子の割合は19.3%で前年より2.6ポイント減少し、そのうち自然死産では6.6%、人工死産では34.6%になっています。

表14 母の年齢大別死産割合、自然－人工・年次別

年次	総数				自然死産				人工死産				割合		
	総数	～24	25～	不詳	総数	～24	25～	不詳	総数	～24	25～	不詳	総数	自然	人工
昭和30年	100.0	31.9	68.1	-	100.0	28.8	71.2	-	100.0	36.2	63.8	-	100.0	57.7	42.3
35	100.0	37.1	62.9	-	100.0	32.2	67.8	-	100.0	46.7	53.3	-	100.0	65.9	34.1
40	100.0	38.6	61.4	-	100.0	34.3	65.7	-	100.0	50.1	49.9	-	100.0	73.5	26.5
45	100.0	37.0	63.0	-	100.0	31.4	68.6	-	100.0	52.8	47.2	-	100.0	73.9	26.1
50	100.0	30.9	69.1	-	100.0	27.4	72.6	-	100.0	41.5	58.5	-	100.0	74.8	25.2
55	100.0	33.0	67.0	-	100.0	27.6	72.4	-	100.0	45.4	54.6	-	100.0	69.6	30.4
60	100.0	37.6	62.4	-	100.0	26.8	73.2	-	100.0	50.5	49.5	-	100.0	54.6	45.4
平成2年	100.0	41.3	58.7	-	100.0	27.7	72.3	-	100.0	54.6	45.4	-	100.0	49.5	50.5
7	100.0	33.0	67.0	-	100.0	20.2	79.8	-	100.0	48.4	51.6	-	100.0	54.7	45.3
12	100.0	33.8	66.2	-	100.0	19.7	80.3	-	100.0	45.5	54.5	-	100.0	45.5	54.5
17	100.0	27.3	72.7	-	100.0	11.4	88.6	-	100.0	40.6	59.4	-	100.0	45.5	54.5
18	100.0	25.6	74.4	-	100.0	10.3	89.7	-	100.0	38.0	62.0	-	100.0	44.8	55.2
19	100.0	24.4	75.6	-	100.0	10.6	89.4	-	100.0	36.1	63.9	-	100.0	45.8	54.2
20	100.0	23.3	76.6	0.0	100.0	9.0	90.9	0.1	100.0	34.9	65.1	-	100.0	44.7	55.3
21	100.0	22.2	77.8	0.0	100.0	7.8	92.1	0.1	100.0	33.9	66.1	-	100.0	45.0	55.0
22	100.0	21.7	78.2	0.0	100.0	6.9	93.0	0.1	100.0	33.4	66.6	-	100.0	44.2	55.8
23	100.0	21.9	78.1	-	100.0	8.2	91.8	-	100.0	33.6	66.4	-	100.0	45.9	54.1
24	100.0	20.8	79.2	-	100.0	7.3	92.7	-	100.0	33.0	67.0	-	100.0	47.4	52.6
25	100.0	20.4	79.6	-	100.0	5.6	94.4	-	100.0	33.1	66.9	-	100.0	46.3	53.7
26	100.0	19.5	80.5	-	100.0	4.9	95.1	-	100.0	32.0	68.0	-	100.0	46.1	53.9

資料 総務部総務課

(参照：P149－第37表)

表15 死産数に含まれる嫡出でない子の割合、自然－人工・母の年齢大別・年次別

年次	総数				自然死産				人工死産			
	総数	～24	25～	不詳	総数	～24	25～	不詳	総数	～24	25～	不詳
昭和30年	26.2	46.8	16.9	-	17.8	32.2	12.0	-	37.9	61.4	26.2	-
35	30.3	51.9	17.6	-	22.2	41.7	12.9	-	46.2	65.6	29.1	-
40	29.4	51.8	15.4	-	22.2	41.8	12.0	-	49.1	70.4	27.5	-
45	32.2	59.7	18.1	-	23.9	49.7	12.0	-	56.0	76.7	32.9	-
50	30.9	58.9	18.3	-	23.5	49.1	13.9	-	52.8	78.1	34.8	-
55	40.0	75.0	22.8	-	29.0	63.6	15.9	-	65.2	90.8	44.0	-
60	46.2	80.1	25.8	-	28.3	62.8	15.6	-	67.8	91.1	44.0	-
平成2年	52.1	84.7	29.3	-	29.3	65.8	15.3	-	74.5	94.0	51.0	-
7	46.9	78.6	27.2	-	26.7	61.4	13.6	-	70.1	88.8	52.5	-
12	48.6	83.6	30.7	-	23.3	59.1	14.5	-	69.7	92.5	50.7	-
17	43.4	80.5	28.9	-	16.3	50.9	11.6	-	65.8	87.6	50.4	-
18	42.7	85.0	28.2	-	14.4	51.9	10.0	-	65.8	92.3	49.5	-
19	40.5	82.7	26.9	-	13.4	48.0	9.3	-	63.5	91.2	47.7	-
20	39.0	82.9	25.6	100.0	14.9	57.3	10.6	100.0	58.5	88.2	42.6	-
21	38.6	86.4	25.0	100.0	11.7	60.9	7.6	-	60.6	91.1	44.9	100.0
22	37.5	85.6	24.1	100.0	11.1	51.9	8.0	100.0	58.3	91.1	41.8	-
23	36.3	84.6	22.7	-	11.0	47.9	7.6	-	57.8	92.2	40.4	-
24	34.5	83.2	21.8	-	8.4	36.3	6.3	-	58.1	92.6	41.1	-
25	34.7	84.7	21.9	-	10.3	47.6	8.1	-	55.7	90.1	38.7	-
26	32.8	88.5	19.3	-	9.0	55.4	6.6	-	53.3	92.9	34.6	-

資料 総務部総務課

(参照：P156－第39表、P160－第40表)

(4) 死産の原因

死産の原因については、平成7年からICD-10が適用され、原死因を選ぶ方法ではなく、児側の病態と母側の病態の両面から観察しています。

平成26年の死産全体の原因について児側病態からみると「周産期に発生した病態」が43.2%、母側病態からみると「現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態」が36.2%を占めています。(参照：P164－第41表)

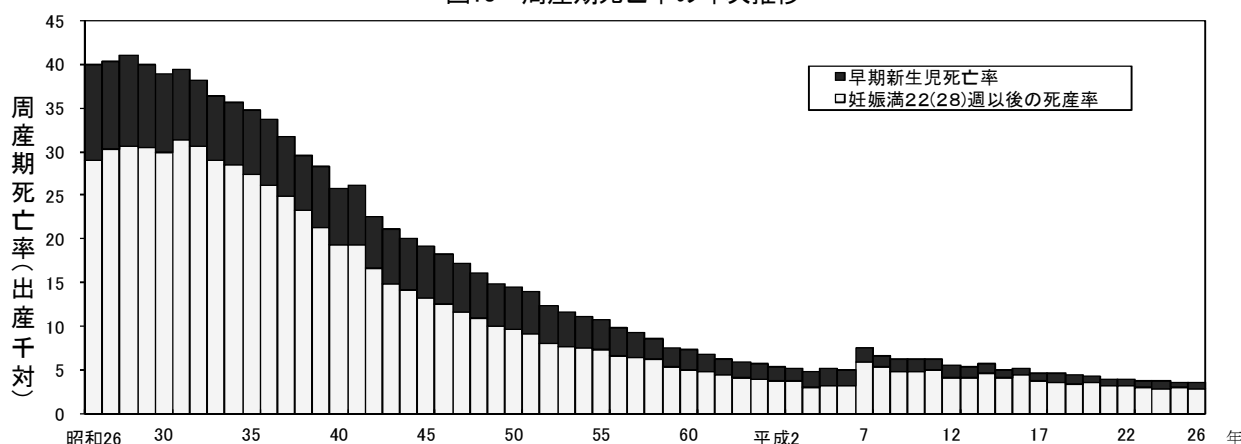
6 周産期死亡の動向

周産期死亡は、平成7年から、妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡（生後1週未満）を合わせたものになりました。周産期死亡率は出産（出生数+妊娠満22週以後の死産数）千人当たりの周産期死亡数で表します。周産期死亡率は、母体の健康状態に強く影響を受ける、妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせて観察するもので、母子保健上の指標の一つとされています。

(1) 年次推移

図13及び表16は、東京都の周産期死亡率の年次推移を表しています。前述のとおり、平成7年から周産期死亡の定義が変わったため、単純な年次推移はみることができませんが、平成7年は7.5で、平成26年は3.5となっています。また、早期新生児死亡率は、昭和30年は8.9でしたが、以後徐々に減少を続け、平成26年は0.6となっています。

図13 周産期死亡率の年次推移



(参照：P46－第1-b表、P51－第2-b表)

表16 周産期死亡率、妊娠期間・生存期間・年次別

年次	周産期死亡率	妊娠22週以後の死産							早期新生児死亡							
		総数	妊娠期間						総数	生存期間						
			満22 ～23週	満24 ～27週	満28 ～31週	満32 ～35週	満36 ～39週	満40週 ～		1日 未満	1日	2日	3日	4日	5日	6日
昭和30年	38.8	29.9	8.09	5.57	16.01	0.19	8.9	2.34	1.86	1.22	0.94	0.85	0.89	0.80
35	34.8	27.5	7.18	4.25	15.72	0.35	7.3	2.05	1.65	1.21	0.69	0.56	0.53	0.56
40	25.8	19.3	4.73	3.20	11.14	0.26	6.5	2.02	1.49	1.09	0.58	0.50	0.41	0.33
45	19.1	13.2	3.05	2.46	7.46	0.21	5.9	2.01	1.37	1.02	0.56	0.32	0.35	0.21
50	14.5	9.7	2.01	2.01	5.54	0.18	4.8	2.02	1.17	0.69	0.37	0.27	0.14	0.14
55	10.7	7.3	1.68	1.69	2.40	1.54	3.4	1.58	0.65	0.42	0.22	0.16	0.18	0.14
60	7.3	5.1	1.27	1.36	1.61	0.86	2.2	1.19	0.39	0.27	0.14	0.09	0.10	0.03
平成2年	5.4	3.8	1.11	0.98	1.26	0.46	1.6	0.93	0.30	0.09	0.09	0.03	0.07	0.10
7	7.5	6.0	1.18	1.52	0.97	0.97	0.92	0.44	1.5	0.70	0.30	0.08	0.08	0.17	0.06	0.09
12	5.6	4.2	0.67	1.07	0.63	0.66	0.86	0.32	1.4	0.78	0.22	0.11	0.11	0.08	0.08	0.05
17	4.8	3.8	0.61	0.89	0.60	0.73	0.77	0.22	0.9	0.61	0.16	0.07	0.03	0.02	0.03	0.02
18	4.7	3.6	0.63	0.82	0.59	0.44	0.87	0.24	1.1	0.73	0.13	0.04	0.07	0.06	0.06	0.02
19	4.4	3.4	0.50	0.81	0.53	0.50	0.78	0.28	1.0	0.60	0.16	0.10	0.03	0.03	0.03	0.04
20	4.3	3.6	0.65	0.83	0.44	0.68	0.76	0.24	0.7	0.44	0.08	0.06	0.02	0.04	0.04	0.04
21	3.9	3.2	0.44	0.74	0.43	0.64	0.77	0.19	0.7	0.56	0.11	0.01	0.04	0.02	-	-
22	3.9	3.2	0.54	0.76	0.41	0.65	0.67	0.22	0.7	0.48	0.04	0.06	0.02	0.03	0.03	0.02
23	3.7	3.1	0.38	0.72	0.54	0.52	0.81	0.14	0.6	0.37	0.09	0.05	0.07	0.01	0.03	0.01
24	3.7	2.9	0.37	0.88	0.45	0.55	0.52	0.14	0.8	0.61	0.09	0.04	0.02	0.02	0.02	-
25	3.6	3.0	0.56	0.64	0.40	0.59	0.60	0.17	0.6	0.47	0.07	0.02	0.04	0.03	0.02	-
26	3.5	2.9	0.55	0.66	0.48	0.46	0.62	0.15	0.6	0.38	0.09	0.04	0.04	0.01	0.01	0.02

資料 総務部総務課

(参照：P149－第36表、P140－第33表)

(2) 母の年齢と児の平均体重

表17は、平成26年の母の年齢階級別に周産期死亡数と出産した児の平均体重を表したものです。

周産期死亡児の平均体重は、年齢階級別に大きな差はありませんが、早期新生児死亡は大まかにみると、妊娠満22週以後の死産より重い傾向にあります。また、周産期死亡児の平均体重は1.41kgで、同年出生児の男3.04kg、女2.96kg（参照：P82－第14表）に比べると、約半分になっています。

表17 周産期死亡数及び周産期死亡平均体重、母の年齢階級別

母の年齢階級	周産期死亡数			周産期死亡の平均体重 (kg)								
	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡	総数			妊娠満22週以後の死産			早期新生児死亡		
				総数	単産	複産	総数	単産	複産	総数	単産	複産
総数	388	324	64	1.41	1.48	0.62	1.31	1.39	0.30	1.92	2.03	1.33
～19	4	2	2	1.16	1.33	0.63	0.81	0.81	-	1.51	2.38	0.63
20～24	15	11	4	1.13	1.17	0.46	1.12	1.19	0.46	1.14	1.14	-
25～29	50	44	6	1.40	1.53	0.61	1.24	1.39	0.26	2.80	2.83	2.65
30～34	121	104	17	1.46	1.49	0.85	1.35	1.39	0.41	2.12	2.17	1.73
35～39	140	116	24	1.51	1.58	0.62	1.42	1.48	0.39	1.96	2.07	1.17
40～44	52	41	11	1.18	1.24	0.63	1.12	1.17	0.03	1.45	1.63	1.02
45～49	5	5	-	1.24	1.54	0.05	1.24	1.54	0.05	-	-	-
50～54	1	1	-	0.04	-	0.04	0.04	-	0.04	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 総務部総務課

(参照：P172-第43表)

(3) 周産期死亡の原因

平成26年の周産期死亡の原因を見側病態でみると、「周産期に発生した病態」が83.2%、「先天奇形、変形及び染色体異常」が15.5%を占めています。

また、母側病態でみると、「母体に原因なし」が40.2%、次に「現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態により影響を受けた胎児及び新生児」が29.6%になっています。(参照：P178-第45表)

7 婚姻の動向

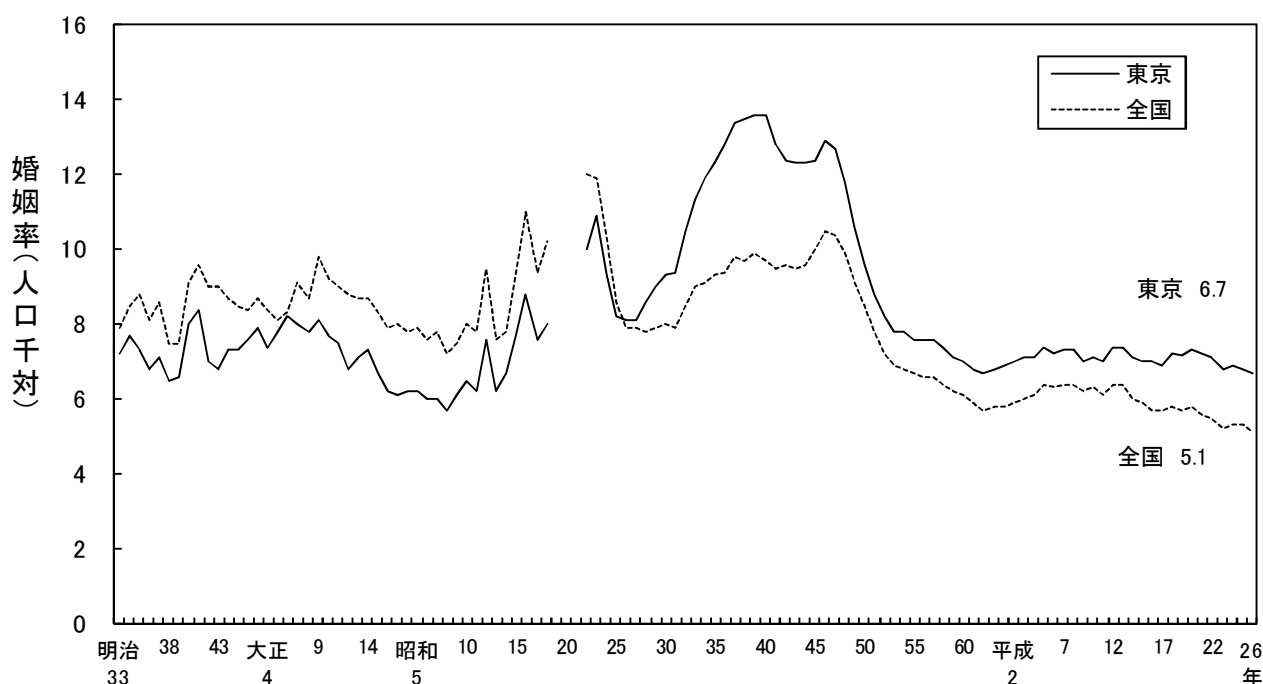
(1) 年次推移

図14は、東京都と全国の人口千人当たりの婚姻率を年次推移で表しています。

東京都の婚姻率は、昭和18年までは5～8の間を上下し、全国よりも低い値でした。戦後、昭和26年からは全国の率を上回って推移し、昭和39、40年は連続して13.6という高い率となりました。その後、横ばいから低下傾向で推移し、昭和62年には6.7まで低下しましたが、平成2年からは7を超えたところで推移していました。

平成26年の婚姻件数は87,000組（前年比1,067組減）、婚姻率は6.7（前年比0.1ポイント減）でした。

図14 婚姻率の年次推移



(参照：P46-第1-b表)

(2) 婚姻年齢

表18は、夫婦の初婚・再婚別の年齢階級別の構成比を表したものです。

平成26年の初婚の夫をみると、25歳～29歳が最も多く、次に30歳～34歳、35歳～39歳が続いており、この3階級の合計で82.0%を占めています。

初婚の妻の場合では、25歳～29歳が最も多く、次に30歳～34歳、35歳～39歳が続いており、この3階級の合計で82.8%を占めています。それぞれの年齢階級の動向を更に詳しく見てみると、夫妻とも35歳～49歳が増加傾向にあるのに対して、20歳～29歳は減少傾向で推移しています。

一方、再婚の夫、妻ともに35歳～39歳が最も多く、次いで、夫の場合は40歳～44歳、30歳～34歳、妻の場合は30歳～34歳、40歳～44歳の順で多くなっています。

表18 年齢階級別婚姻割合、初婚―再婚・夫―妻・年次別

初 婚									再 婚								
(単位 %)									(単位 %)								
年 齢	夫				妻				年 齢	夫				妻			
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 19	0.5	0.4	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	0.9	～ 19	-	-	-	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
20 ～ 24	7.0	6.7	6.3	6.3	12.0	11.5	10.9	10.8	20 ～ 24	0.8	0.6	0.7	0.8	2.1	1.9	1.9	2.1
25 ～ 29	36.1	35.3	34.9	34.5	42.9	42.2	42.0	41.7	25 ～ 29	4.6	4.7	4.3	4.4	10.5	9.8	9.4	9.8
30 ～ 34	30.9	30.8	31.0	31.0	27.7	28.0	28.5	28.0	30 ～ 34	15.2	14.9	14.6	14.5	22.0	21.4	21.6	22.1
35 ～ 39	16.2	16.7	16.4	16.5	11.9	12.4	12.6	13.1	35 ～ 39	23.3	23.2	22.4	21.5	26.7	25.4	24.4	23.4
40 ～ 44	6.2	6.6	7.1	7.2	3.4	3.6	3.8	4.1	40 ～ 44	19.6	20.3	20.5	20.0	15.6	16.4	17.2	17.2
45 ～ 49	2.1	2.2	2.5	2.6	0.8	0.9	0.9	0.9	45 ～ 49	13.0	12.7	13.8	14.4	9.2	9.7	10.3	9.6
50 ～ 54	0.7	0.7	0.8	0.8	0.2	0.2	0.3	0.2	50 ～ 54	8.0	8.4	8.5	8.9	5.5	5.9	5.5	6.6
55 ～ 59	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	55 ～ 59	5.8	5.2	5.4	5.6	3.2	3.6	3.5	3.5
60歳以上	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	60歳以上	9.8	10.0	9.6	10.0	5.2	5.8	6.1	5.7
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-

注 各届出年中に同居を始めたもの
資料 総務部総務課

(参照：P183―第51表)

(3) 平均婚姻年齢

表19は、平均婚姻年齢を初婚・再婚の別に表したものです。

平成26年の平均初婚年齢は、夫32.3歳、妻30.5歳で、前年と比較すると、夫・妻とも0.1歳高くなりました。また、全国と比較すると、夫1.2歳、妻1.1歳高くなっています。

平均初婚年齢は、昭和40年代に一時低くなりましたが、その後は徐々に高くなってきています。平成26年は全都道府県の中で、東京が最も高い年齢で、その傾向が続いています。

表19 平均婚姻年齢、夫―妻・初婚―再婚・年次別

(単位 歳)						
年 次	夫			妻		
	初 婚	再 婚		初 婚	再 婚	
昭和30年		28.1	38.7	24.9		33.4
35		28.1	39.4	25.2		33.8
40		27.8	39.3	25.1		33.5
45		27.5	38.5	25.0		33.3
50		27.6	38.9	25.5		33.5
55		28.6	39.0	26.1		34.7
60		29.0	40.2	26.3		36.1
平成2年		29.3	41.3	26.7		36.8
7		29.6	41.9	27.3		37.4
12		30.1	42.9	28.0		37.9
17		31.2	43.6	29.2		38.9
22		31.8	43.5	29.9		39.4
24		32.1	43.7	30.3		40.2
25		32.2	43.9	30.4		40.4
26		32.3	44.1	30.5		40.3
全国		31.1	42.8	29.4		39.6

資料 総務部総務課

(参照：P183―第51表、第51表付表)

8 離婚の動向

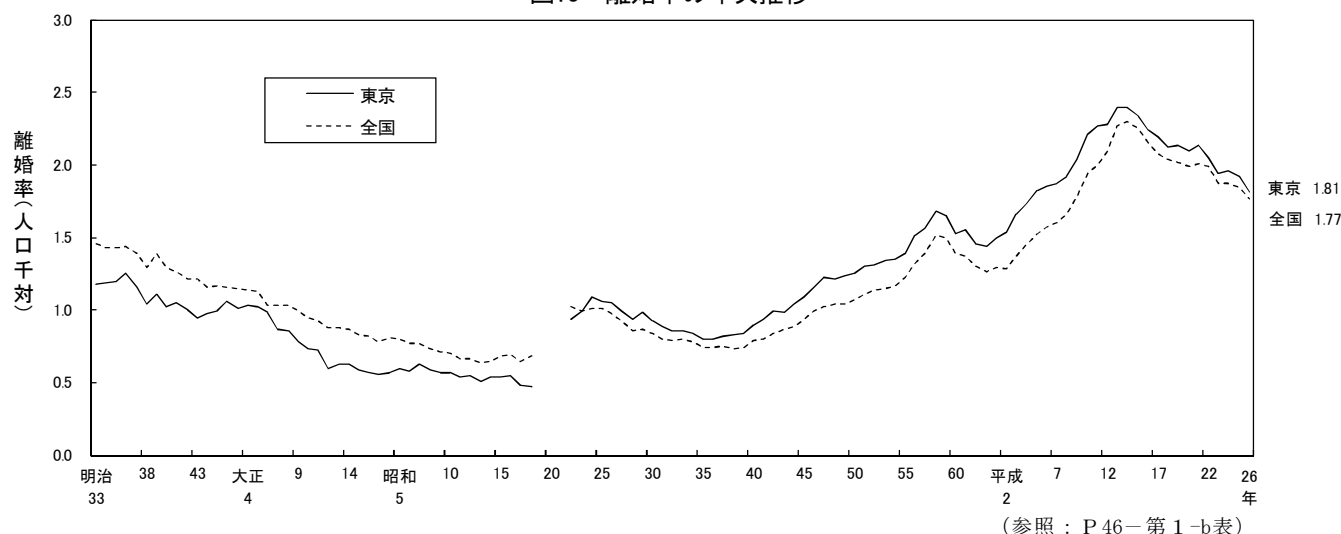
(1) 年次推移

図15は、東京都と全国の人口千人当たりの離婚率を年次推移で表しています。

離婚率は、明治から昭和初期にかけて、徐々に低下する傾向を示しました。戦後すぐは高い率を示し、昭和24年から26年は1ポイントを超えたものの、昭和27年以降は低下傾向に転じ、昭和36年には戦後最低の0.80を記録しました。しかし、再び上昇をはじめ、昭和58年には1.68になりました。その後また、一時的に低下傾向を示したものの、昭和63年の1.44を底にして上昇を続け、平成4年以降13年までは過去最高を更新し続けていました。

平成26年は離婚件数が23,653組（前年比1,202組減）、離婚率は1.81（同0.11ポイント減）でした。

図15 離婚率の年次推移



(2) 離婚時の夫婦の年齢階級

表20は、夫婦が離婚を届け出たときの年齢階級別の構成比を表しています。平成26年の最も多い年齢階級は、夫は35歳～39歳で17.5%、妻は30歳～34歳で20.4%となっています。

表20 年齢階級別離婚割合、夫-妻・年次別

年 齢	夫					妻				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 19	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4
20 ～ 24	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	5.2	5.0	4.5	4.5	4.7
25 ～ 29	10.0	9.5	9.4	9.5	9.2	15.1	14.6	13.9	14.1	13.8
30 ～ 34	17.0	17.0	16.5	17.4	16.9	20.4	20.3	20.3	20.5	20.4
35 ～ 39	19.4	18.2	19.2	17.7	17.5	20.7	19.7	19.9	18.9	17.7
40 ～ 44	15.7	16.3	16.2	16.6	16.8	14.8	15.3	15.9	16.0	16.6
45 ～ 49	11.7	12.3	12.6	12.6	12.8	9.6	10.1	10.4	10.7	11.3
50 ～ 54	8.0	8.4	8.2	8.4	8.8	5.7	6.1	6.2	6.1	6.6
55 ～ 59	6.1	5.9	5.6	5.5	5.6	3.4	3.0	3.3	3.3	3.3
60歳以上	9.4	9.8	9.7	9.9	9.6	4.8	5.4	5.2	5.5	5.3
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 各届出年中に同居をやめたもの

(参照：P186-第54表)

資料 総務部総務課

(3) 離婚の種類

表21は、離婚の種類別の構成比を年次別に表しています。

平成16年4月1日から、離婚の種類別に「和解」「請求の認諾」の項目が追加されたため、単純な年次比較はできませんが、裁判所による離婚の割合は小さく、協議による離婚が多数を占めている傾向は、変わっていません。

表21 離婚の種類別割合、年次別

(単位 %)

年次	総数	協議	調停	審判	和解	請求認諾	判決
昭和35年	100.0	90.6	8.3	0.1	1.0
40	100.0	91.3	7.7	0.1	0.9
45	100.0	89.9	8.9	0.1	1.1
50	100.0	92.0	7.0	0.1	0.9
55	100.0	91.9	7.1	0.0	1.0
60	100.0	93.0	5.9	0.0	1.1
平成2年	100.0	92.7	6.1	0.0	1.2
7	100.0	92.5	6.6	0.0	0.9
12	100.0	92.4	6.6	0.0	1.0
17	100.0	89.3	7.8	0.0	1.2	0.0	1.6
22	100.0	89.1	8.2	0.0	1.5	0.0	1.2
23	100.0	89.0	8.2	0.0	1.5	0.0	1.3
24	100.0	87.8	8.6	0.0	2.0	0.0	1.5
25	100.0	88.0	8.7	0.1	1.8	0.0	1.4
26	100.0	87.3	9.2	0.2	1.8	0.0	1.5

注 平成16年4月1日より、「和解」「請求の認諾」の項目が追加された。

資料 総務部総務課

(参照：P187-第55表)

(4) 離婚の同居期間

表22は、同居期間別の構成比を示しています。総数を比較すると、各年とも同居10年未満で離婚するケースが約半数で、その中では、同居期間が1年～4年未満の離婚が最も多くなっています。

表22 同居期間別離婚割合、種類・年次別

(単位 %)

離婚種別	1年未満	1～4	5～9	10～14	15～19	20年以上	不詳
平成22年							
総数	6.0	28.7	21.7	12.7	9.4	14.8	6.6
協議	6.0	29.1	22.0	12.6	9.3	14.7	6.4
調停	5.3	27.7	19.5	13.9	11.0	14.6	8.0
審判	-	-	-	50.0	50.0	-	-
和解	6.4	18.9	20.2	17.1	9.4	20.4	7.7
請求認諾	-	20.0	-	-	-	60.0	20.0
判決	10.2	23.6	18.0	12.1	7.8	16.5	11.8
平成23年							
総数	5.9	27.9	21.0	13.2	9.2	14.9	7.8
協議	5.9	28.4	21.2	13.1	9.1	14.7	7.6
調停	5.4	25.5	19.9	15.1	9.7	15.6	8.7
審判	10.0	40.0	-	10.0	10.0	20.0	10.0
和解	3.5	19.0	19.5	16.0	10.8	20.6	10.6
請求認諾	-	-	-	25.0	-	50.0	25.0
判決	8.8	20.4	19.4	11.0	10.3	16.9	13.2
平成24年							
総数	5.9	26.8	21.0	13.4	9.6	15.5	7.8
協議	5.9	27.3	21.2	13.3	9.6	15.3	7.5
調停	5.4	24.9	20.3	15.6	9.7	15.2	8.9
審判	10.0	10.0	30.0	10.0	-	20.0	20.0
和解	4.4	15.9	19.7	11.9	13.1	24.7	10.3
請求認諾	-	100.0	-	-	-	-	-
判決	10.3	21.4	16.1	13.5	6.6	18.7	13.5
平成25年							
総数	6.1	26.8	21.5	13.1	9.2	15.6	7.6
協議	6.3	27.3	21.9	12.8	9.0	15.4	7.4
調停	5.0	24.1	19.8	14.8	10.4	16.4	9.5
審判	15.0	40.0	15.0	5.0	15.0	5.0	5.0
和解	5.3	18.9	16.6	18.2	13.1	20.0	8.0
請求認諾	-	20.0	40.0	-	20.0	-	20.0
判決	7.1	22.5	17.4	13.7	9.1	17.4	12.8
平成26年							
総数	5.5	26.8	21.3	13.5	9.1	15.9	7.8
協議	5.6	27.4	21.6	13.2	9.0	15.7	7.5
調停	4.7	23.2	19.9	16.0	9.9	17.1	9.2
審判	6.0	28.0	26.0	8.0	12.0	6.0	14.0
和解	4.3	17.2	16.3	16.0	13.2	22.5	10.5
請求認諾	-	-	-	-	-	100.0	-
判決	9.1	24.0	14.0	14.9	9.6	15.7	12.7

資料 総務部総務課

(参照：P187-第55表)